

障がい者福祉の窓口

■ 古賀市福祉事務所(サンコスモ古賀内)	1
■ 古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)	1
■ 古賀市役所市民国保課	1
■ 福岡県障がい者更生相談所	1
■ 福岡県宗像児童相談所	1
■ 福岡県粕屋保健福祉事務所	1
■ 福岡県精神保健福祉センター	1

障がい者総合支援法など

■ 障がい者総合支援法による新しいサービスのしくみ	2
■ 障がい福祉サービスの利用方法について	3
■ 障がい福祉サービスの概要	4
■ 地域生活支援事業	7
■ 意思疎通支援事業	8
■ 日常生活用具給付事業の対象となる品目	8
■ 訪問入浴サービス事業	9
■ 医療的ケア児在宅レスパイト事業	9
■ 小児慢性に対する日常生活用具給付事業	10
■ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	10
■ サービスを利用したときの費用	11
■ 自立支援医療について	12

相談・支援

■ 相談支援事業	14
■ 巡回補装具判定	15
■ 福祉相談『ピアカウンセリング』	15
■ 福岡県障がい者 110 番	16
■ こども発達ルーム	16
■ 成年後見制度	17
■ 安心生活サポート事業	19
■ 高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」	19
■ 日常生活自立支援事業	20
■ こころの健康相談	20
■ 障がい児等療育支援事業	21
■ 福岡県発達障がい者(児)支援センターLife(ライフ)	21
■ 福岡県発達障がい者支援センター(福岡地域)サテライトオフィス	22
■ 福岡県発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)	22

手帳

■ 身体障がい者手帳	23
■ 療育手帳	24
■ 精神障がい者保健福祉手帳	25
■ ミライロID	25

医療

■ 重度障がい者医療	26
■ 後期高齢者医療	27
■ 自立支援医療(育成医療)	28
■ 自立支援医療(更生医療)	29
■ 自立支援医療(精神通院医療)	30
■ ひとり親家庭等医療	30
■ その他の医療	31
■ 養育医療	32

年金・手当てなど

■ 障がい基礎年金	33
■ 障がい厚生年金	34
■ 特別障がい者手当	35
■ 障がい児福祉手当	36
■ 特別児童扶養手当	37
■ 児童扶養手当	38
■ 腎臓疾患患者福祉給付金	39
■ 福岡県心身障がい者扶養共済制度	40

在宅サービス

■ 安否確認緊急対応コール事業	41
■ 車いすの貸出事業	41
■ 車いす対応車貸出事業	42
■ ワンコインサービス事業	42
■ NASVA(ナスバ)による介護料支給	43
■ ふれあい収集事業	43

教育のこと

■ 福岡県内の特別支援学校	44
■ 古賀市内の特別支援学級	45
■ 通級指導教室	45
■ 特別支援学校及び特別支援学級への就学奨励	46
■ 肢体不自由高校奨学生制度	46

就労のこと

■ ハローワーク福岡東	47
■ 福岡障がい者職業センター	47
■ 福岡障がい者職業能力開発校	48
■ 障がい者就業・生活支援センター「ちどり」	48

交通・移動

■ 交通運賃の割引 (鉄道、バス、地下鉄、航空、タクシーなど)	49
■ 福祉タクシー料金助成	53
■ 盲導犬の無償貸与	53
■ 有料道路の割引	54
■ 駐車禁止除外指定車標章の交付	55
■ まごころ駐車場	56
■ 自動車改造費用の助成	57

税金

■ 所得税の控除	58
■ 住民税の控除	58
■ 個人事業税の非課税・減免	59
■ 相続税の控除	59
■ 贈与税の控除	60
■ 預貯金等の利子非課税	60
■ 自動車税 (種別割)(環境性能割)、 軽自動車税 (種別割)(環境性能割)	61

助成・割引など

■ NHK 放送受信料減免	63
■ 郵便料金	64
■ NTT 電話番号無料案内 (ふれあい案内)	65
■ 携帯電話の基本料金割引	65
■ J:COM(ジェイコム)ハートフルプラン	66

■ 郵便等による不在者投票	67
■ 福岡県福祉情報センター	67
■ 古賀市ホームページ	67
■ 福岡点字図書館	68
■ 福岡県聴覚障がい者センター	68
■ 福祉用具展示室	68

防 災

■ eメール119	69
■ FAX119	69
■ NET119	70
■ 災害時の避難支援	71
■ ヘルプマーク・ヘルプカード	71

ボランティアグループや団体など

■ 古賀市の福祉団体など	72
■ 市民活動団体紹介機関	74
■ 関係機関	75
■ 古賀市役所周辺	77
■ 古賀市内の障がい福祉サービス事業所など	78
■ 福岡県総合福祉センター （クローバープラザ）周辺.....	80
■ 福岡県粕屋保健福祉事務所	81
■ 地域活動支援センター「みどり」	82

注 意 事 項

※古賀市では、パンフレット等においては、原則「障がい」と表記しております。

正式名称と表記が異なる場合もございますので、ご注意ください。

※個人番号（マイナンバー）について

手続き内容によって、必要となる個人番号（マイナンバー）の対象者が異なります。

事前に、担当課にお問い合わせください。

障がい者福祉の窓口

名 称	業務及び相談の内容	電話番号 (ファックス)
古賀市福祉事務所 (サンコスモ古賀内) 福祉課 障がい福祉係	身体障がい児・者、知的障がい児・者、 精神障がい児・者等に関する事、各種 福祉サービスに関する申請・相談を受け ます。	092-692-1078 (092-942-1154)
古賀市福祉事務所 (サンコスモ古賀内) 子ども家庭センター	特別児童扶養手当等の手続き・相談窓 口です。	092-942-1157 (092-942-0404)
古賀市社会福祉協議会 (サンコスモ古賀内)	福祉団体の育成やボランティア活動、地 域での福祉活動の促進、また、生活福 祉資金の貸付や福祉用具の貸し出しな ど、社会福祉の推進を図る民間団体で す。	092-944-2941 (092-944-2942)
古賀市役所市民国保課	重度障がい者医療、障がい基礎年金の 手続き・相談窓口です。	092-942-1194 (092-942-1275)
福岡県障がい者更生相談所	身体障がい者の補装具の給付判定、知 的障がい者の判定等を行っています。 (古賀市福祉課が受付窓口になってい ます。)	092-586-1055 (092-586-1065)
福岡県宗像児童相談所	18 歳未満の児童に関するさまざまな相 談を受けます。(ことばの発達の遅れ、 体の不自由等や、育児、しつけ等の悩 みに関する相談)	0940-37-3255 (0940-37-3299)
福岡県粕屋保健福祉事務所	乳幼児の保健相談、難病患者や原爆被 爆者等の手続き、相談などを行っていま す。	092-939-1500 (092-939-1186)
福岡県精神保健福祉センター	精神疾患を有する方、またはご家族の 相談を受けます。	092-582-7510 (092-582-7505)

※75～76 ページに関係機関一覧(機関名、郵便番号、所在地、電話(ファックス)番号)を掲載し
ています。

障がい者総合支援法によるサービスのしくみ

障がい者の地域での自立した生活を総合的に支援します。

●サービス利用対象者

- ・身体障がい(児)者
- ・知的障がい(児)者
- ・精神障がい(児)者
- ・指定難病等のサービス対象疾病に罹患している人

古 賀 市

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障がい者等包括支援
- ・施設入所支援

障がい児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

障がい児・者等

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補 装 具

地域生活支援事業

- ・相談支援事業
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・日常生活用具給付事業等
- ・地域活動支援センター事業
- ・意思疎通支援事業

支援

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 等

福 岡 県

障がい福祉サービスの利用方法について

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請等の手続きが必要になりますので、福祉課障がい福祉係までご相談ください。

1

相談・申請

障がい福祉係または、相談支援事業所に相談します。サービスの利用を希望する場合は、障がい福祉係に申請します。



2

調査

障がい者または、障がい児等の保護者と面談して、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。



3

サービス等利用計画案の作成

相談支援事業所等において、当該障がい者等が受けようとするサービスの内容、利用目的、心身の状況、環境等のサービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用計画案を作成します。



4

審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、古賀市の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいの支援が必要な状態か(障がい支援区分)が決められます。



5

決定（認定）・通知

障がい支援区分やサービス等利用計画案をもとに支給量などが決定され、「障がい福祉サービス受給者証」が交付されます。



6

事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し利用に関する契約をします。



7

サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担(1割)を支払います。

障がい福祉サービスの概要

障がい福祉サービスは、在宅への訪問サービス、施設へ通所し利用するサービス、施設へ入所し利用するサービスがあります。

サービスによっては事前に障がい支援区分の認定が必要となるものがあり、また一定以上の区分がないと受けられないものがあります。

●訪問系サービス 在宅でのサービスや、施設に短期間滞在するサービスです。

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者及び、重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、常に介護を必要とする方に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいによって移動困難がある方の外出支援を行います。
行動援護	介護給付	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護給付	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	介護給付	自宅で介護する方が病気の場合など、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援事業所等を利用し、一般就労した方を対象に、仕事に伴う生活面の課題に対して、会社や自宅へ訪問し、必要な連絡調整やアドバイス等を行います。
自立生活援助	訓練等給付	障がい者支援施設やグループホームを利用していた方で一人暮らしを始めた方に対し、定期的に自宅を訪問し、必要なアドバイスや医療機関等との連絡調整を行います。

●日中活動系サービス

施設で昼間の活動を支援するサービスです。

サービス名	給付の種類	サービス内容
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
児童発達支援 放課後等デイサービス	通所給付	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休み等長期休暇の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所給付	重度の障がいのため、外出することが著しく困難で、児童発達支援の事業所へ通所することが困難な障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活を営むために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	通所給付	障がい児が通う保育所等施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援事業	訓練等給付	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援事業 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	訓練等給付	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように本人の希望や能力、適性等に合った選択を支援します。

●居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	一人で生活するには不安がある方が共同生活を行う住居で、世話人や生活支援員が、日常生活上の相談や、入浴・排泄又は食事の介護等の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

補装具費の支給

身体に障がいのある人が、障がいによって失われた、または低下した身体の機能を補うための補装具の購入費・修理費の支給を行っています（修理は本制度での補装具購入後、再支給は耐用年数経過後の利用となります）。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

●対象となる補装具

種 目	耐用年数	種 目	耐用年数
義肢(注)	0.5～5	電動車いす	6
装具(注)	1～3	歩行器	5
姿勢保持装置	3	歩行補助つえ(注)	2～4
視覚障がい者安全つえ(注)	2～5	車載用姿勢保持装置	3
義眼	2	重度障がい者用意思伝達装置	5
眼鏡	4	起立保持具(児のみ)	3
補聴器	5	頭部保持具(児のみ)	3
車いす	6	排便補助具(児のみ)	2

(注):種類・材質などにより耐用年数が異なります

●負担額の上限額(補装具費、日常生活用具費)

利用者負担は原則として1割です。所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額負担
生活保護	生活保護世帯	0円
非課税世帯	市県民税非課税世帯	0円
課税世帯	市県民税課税世帯で、市民税所得割が46万円未満の世帯	37,200円

※市県民税課税世帯で、市民税所得割が46万円以上の世帯は対象外となります。(障がい児への補装具費支給については、所得制限はありません。)

地域生活支援事業

地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業を実施し、障がい者の地域における生活を支えていくものです。

古賀市では、地域生活支援事業として、以下の事業を実施します。

事業名	内容
相談支援事業 【実施機関】 ・地域活動支援センター「みどり」 ・古賀市基幹相談支援センター咲	障がい者、障がい児及び家族等に対し、相談に応じながら、情報提供、助言その他の福祉サービスの利用支援等を行います。 (詳しくは 14 ページ)
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳又は要約筆記を行う者の派遣等を行います。(詳しくは 8 ページ)
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対し、日常生活用具を給付します。事前の申請が必要です。 ・介護・訓練支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・自立生活支援用具 ・排泄管理支援用具 ・住宅改修費(詳しくは 8 ページ)
移動支援事業	室外での移動に困難がある障がい者及び障がい児について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	創造的な活動や生産活動、社会との交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います(18歳以上の方が利用される場合は障がい支援区分の認定が必要です)。
訪問入浴サービス事業	在宅の重度の障がい者が自宅での入浴が困難な場合に、専門業者が訪問して浴槽を提供し、入浴の介助を行います。 (詳しくは 9 ページ)

意思疎通支援事業

聴覚障がい、音声機能障がい及び言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行い、支援を行います。

●対象者

古賀市に住所を有する聴覚、音声・言語機能障がい者で、身体障がい者手帳の交付を受けた方

●手続きに必要な物

- ①申請書(用紙は福祉課にあります。)
- ②身体障がい者手帳
- ③印かん

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

日常生活用具給付事業の対象となる品目

種目ごとに対象となる障がいの種類、等級などは異なります。利用者負担は原則として1割です。負担上限月額は6ページを参照ください。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

種 目	品 目
介護・訓練支援用具	訓練イス、移動用リフト、体位変換器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架
在宅療養等支援用具	ネブライザー、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、人工呼吸器非常用電源装置、透析液加温器、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、人工喉頭(笛式、電動式)、人工内耳用体外器(空気電池、充電電池、充電器)、聴覚障がい者用情報受信装置、点字器、携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置、点字タイプライター、点字ディスプレイ、盲人用ポータブルレコーダー、盲人用時計、情報・通信支援用具、点字図書
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具、頭部保護帽、歩行補助杖、火災警報器、自動消火器、聴覚障がい者用屋内信号装置、電磁調理器、特殊便器、入浴補助用具、便器、歩行時間延長信号機用小型送信機
排せつ管理用具	ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋)、紙オムツ等ストマ用装具代替品、収尿器

訪問入浴サービス事業

自分では自宅で入浴することが困難な重度の障がい者が利用できるサービスです。
年間の利用回数は原則 52 回までとなっています。

●対象者

- ①身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方
- ②療育手帳 A の方

●サービスの内容

専門業者がご家庭に浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。
※週 2 回の利用が限度です。
※介護保険対象者の場合は、介護保険でのサービスが優先します。

●費用(自己負担)

利用者負担 1 割

●手続き

- ①申請書
- ②診断書・入浴可否意見書
- ③念書
- ④身体障がい者手帳または療育手帳
- ⑤印かん

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①～③の用紙は福祉課にあります）。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児（18 歳未満）の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の訪問看護（健康保険の対象とならないもの）の利用に係る経費を助成します。また、通学時の支援を行います。

●対象者(通学時の送迎)

古賀特別支援学校・福岡特別支援学校在籍の方で通学時における医療的ケアが必要なことにより、スクールバスの利用が困難であり、家族の送迎によってのみ通学が可能となる方
※令和 8 年 4 月から市内小中学校に在籍の方で通学時における医療的ケアが必要な方等も対象となります。対象者等の詳細は以下へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

小児慢性に対する日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象で在宅療養が可能な方に対し、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。

※本制度は事前に申請が必要です。

●対象者

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている方で、他の制度の対象とならない方

●用具の種類

便器、特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）、人工鼻（計 18 種目）

それぞれの用具に対する対象要件があります。詳しくはおたずねください。

●費用（自己負担）

世帯の所得に応じた自己負担があります。また、用具によって基準額が定められており、基準額を超える分についても自己負担となります。詳しくはおたずねください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

●対象者

- ①古賀市に住所を有する難聴児
- ②0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある方
- ③両耳の聴力レベルが 70 デシベル未満であって、身体障がい者手帳の交付対象とならない方
- ④補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した方

●助成費用

補聴器の種類に応じた基準額と、補聴器購入費とを比較して、いずれか少ない方の額に 3 分の 2 の額を助成します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

サービスを利用したときの費用

制度を皆で支え合うために、サービスを利用したときは、原則として、**費用の1割**を支払います。
ただし、所得に応じて上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

●負担額の上限額

所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

(1) 介護給付費及び訓練等給付費、地域生活支援事業給付費並びに障がい児通所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

区分		世帯の収入状況	月額負担
(者・児)生活保護		生活保護世帯	0 円
(者・児)非課税世帯		市県民税非課税世帯	0 円
障がい児※①		市県民税課税世帯	3,000 円
障がい者	一般1 ※②	市県民税課税世帯で、市民税所得割が16万円未満の世帯	9,300 円
	一般2	市県民税課税世帯で、市民税所得割が16万円以上の世帯	37,200 円

※①在宅で生活する障がい児のみ対象。

障がい児の施設入所については、個別におたずねください。

※②通所・在宅サービスの利用者のみ対象。

※補装具、日常生活用具の負担上限月額は6ページを参照。

高額障がい福祉サービス費

同じ世帯に障がい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合等に、合算した額が一定の額を超えた場合は高額福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。

※同一の保護者に係る複数の障がい児が、障がい児通所支援又は障がい児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する上限月額のうち最も高い額とする。
なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額を決定する。

(2) 療養介護費、肢体不自由児通所医療費及び障がい児入所医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0 円
低所得1	15,000 円
低所得2	24,600 円
一般(一般1・2)	40,200 円

自立支援医療について

指定の医療機関で医療を受けた場合、**医療費の1割**が自己負担となります。また、所得に応じて負担上限額が決められており、負担が重くなり過ぎないようにしています。

自立支援医療費の支給を受けるには、古賀市への申請が必要です。

申請に必要な書類等については、福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

① 対象者

・**精神通院医療**(詳しくは 30 ページ)

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

・**更生医療**(詳しくは 29 ページ)

18 歳以上の身体障がい者手帳を持つ方

・**育成医療**(詳しくは 28 ページ)

18 歳未満で身体に障がいを有し、治療をすることで障がいを除去・軽減が可能と認められる児童

② 所得による上限

世帯の所得に応じ五つの区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得 1	市県民税非課税世帯で障がい者の年収が 80.9 万円以下	2,500 円
低所得 2	市県民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない方	5,000 円
中間的な所得	市県民税課税世帯で市民税所得割が 23 万 5 千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (ただし、一定の条件について、次ページ③参照)
一定所得以上	市県民税課税世帯で市民税所得割が 23 万 5 千円以上	自立支援医療費支給の対象外 医療保険の自己負担限度額と同額 (ただし、一定の条件について、次ページ③参照)

③高額治療継続者の上限

所得の低い方以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続：継続的に相当額の医療費負担が発生する方）の場合には「②所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	月額上限額
市県民税課税世帯で、市民税所得割が 3万3千円未満	5,000 円
市県民税課税世帯で、市民税所得割が 3万3千円以上、23万5千円未満	10,000 円
市県民税課税世帯で、市民税所得割が 23万5千円以上	20,000 円

「高額治療継続者（重度かつ継続）」とは

当面は以下のような方が該当します。

●疾病等から対象となる人

- ・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- ・腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植術後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植術後の抗免疫療法に限る）

●疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる人

- ・医療保険の多数該当の方

相談支援事業

障がい者、障がい児及び家族等に対し、その相談に応じながら、情報提供、助言その他の福祉サービスの利用支援等を行います。

●古賀市基幹相談支援センター咲(さき)

障がい者の不安や心配の解消のため、専門のスタッフが様々な相談を受けます。

〒811-3103 福岡県古賀市中央 5-3-15
(電話:092-944-2441 ファックス:092-944-2442 E-mail: info@kogakikansoudan.jp)

●古賀市障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待に関する通報や、障がい者本人からの届け出を受け付けています。通報や届け出を出した方の情報は慎重に取り扱います。匿名での通報も受け付け可能です。虐待かどうか分からないという場合でも、気になる様子があるときは連絡して下さい。

なお、平日の昼間の時間帯(8:30～17:00)以外は、『障がい者支援施設 なのみの里』へ電話が転送され、通報や相談を受けます。

〒811-3103 福岡県古賀市中央 5-3-15
(電話:092-405-5557 ファックス:092-944-2442)

●地域活動支援センター「みどり」

精神障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。障がい者同士の交流も行われています。

〒811-3216 福岡県福津市花見が浜 1-11-5
(電話:0940-34-9750 ファックス:0940-34-9751)

巡回補装具判定

年に一度、福岡県障がい者更生相談所と近隣の市町、医師及び補装具製作業者が1ヶ所に集まり、補装具作成などの判定に応じています。

●対象者

古賀市内在住の身体障がい者手帳をもつ方(視覚障がい者及び内部障がい者を除く)

●相談内容

補装具の交付、修理に関すること(義肢、装具、車いす。ただし、電動車いす、姿勢保持装置、重度障がい者用意志伝達装置、補聴器は含まない)

●開催時期・会場

例年 8～10 月頃に開催されます。また会場は古賀市、福津市の 2 市の輪番制になっています。

●日程等の周知について

広報こがでお知らせします。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

福祉相談『ピアカウンセリング』(当事者相談員による障がいに関する相談)

障がい者相談員が、障がい者自身や家族の悩みについて相談を受けます。お電話での相談も受け付けています。

●対象者

古賀市内在住の方

●日時

◆身体障がいに関する相談(視覚障がいを除く)

毎月第 2、第 4 木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

◆知的障がいに関する相談

毎月第 1・3 木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

◆精神障がいに関する相談

毎月第 2 火曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

※来所される場合は、事前に予約をお願いします。

※相談日は変更になることがあります。広報こが・行事カレンダーに月の相談日を掲載しています。

●会場・お問い合わせ・予約

古賀市基幹相談支援センター咲(さき)

(電話:092-944-2441 ファックス:092-944-2442)

福岡県障がい者 110番

障がいのある方やそのご家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・医療・法律问题など各種の心配事を、電話、ファックス又は来所により相談を受け付けています。

●電話でのご相談

電話：092-584-6110（ファックス：092-584-6110）

●面接でのご相談

福岡県障がい者社会参加推進センター 春日市原町 3-1-7(クローバープラザ東棟 6 階)

※お問い合わせは上記電話番号へ

相談の種類		相談員	相談日	相談時間
一般相談		相談員	月～金曜日	9:00～16:00
専門 相談	法律相談 (予約制)	弁護士	第 2・第 4 水曜日	13:00～15:00
	年金相談 (予約制)	社会保険労務士	第 1・第 3 金曜日	13:00～15:00

※土日、祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 28 日～1 月 3 日はお休みです。

こども発達ルーム

就学前の乳幼児の心身の発達に関する相談支援、園への巡回相談や年長保護者勉強会等の就学支援を行っています。

●対象者

古賀市内在住の方 ・就学前の子どもとその保護者

●日時

月～金曜日（年末年始、祝祭日を除く） 9:00～16:00

土曜日 月 2 回 9:00～16:00

※面接相談は予約制です。電話にて面接日の予約をお願いします。

電話での相談は随時受け付けています。

●場所

サンコスモ古賀内

●スタッフ

言語聴覚士、作業療法士、公認心理師、保育士、嘱託医師などが対応します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 こども発達ルーム

（電話：092-942-1158 ファックス：092-942-0404）

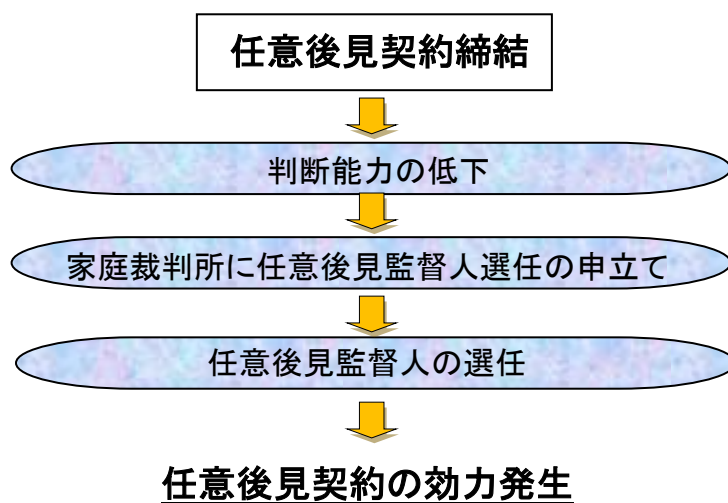
成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

① 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。



② 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって援助者（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる制度です。

●対象者（法定後見制度）

- ・判断能力が不十分な方（被補助人）……………「援助者：補助人」
- ・判断能力が著しく不十分な方（被保佐人）……………「援助者：保佐人」
- ・判断能力が全くない方（被後見人）……………「援助者：成年後見人」

●手続き

- ・家庭裁判所に申し立てをします。
- ・申し立てができる方は、本人・配偶者・4親等内の親族等です。
- ・家庭裁判所で支援内容等が決定したら、東京法務局に登録されます。
- ・支援する人は裁判所が決めます。

●お問い合わせ

◆福岡家庭裁判所 後見センター

〒810-8652 福岡市中央区六本松 4-2-4

電話:092-981-9606

◆裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)・・・成年後見制度の申立てや手続きのご案内

<https://www.courts.go.jp/>

電話:03-3502-8050

●次のところでも相談できます。 いずれも無料電話相談等を行っています。

○成年後見センター・リーガルサポートふくおか(福岡県司法書士会)

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-2-23(司法書士会館内)

電話:092-738-7050

○高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会)

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8 天神重松ビル 2 階

電話:092-724-7709

○権利擁護センター ぱあとなあ福岡(福岡県社会福祉士会)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-9-12 アイビーコートⅢビル 5 階

電話:092-483-2941

○古賀市地域包括支援センター

電話:092-942-1156

○古賀市社会福祉協議会

電話:092-944-2941

○日本司法支援センター(法テラス)

電話:0570-078374(おなやみなし)

○一般社団法人信託協会リーフレット

○法務省ホームページ

○日本公証人連合会または全国の公証役場

安心生活サポート事業

高齢の方や障がいのある方で(古賀市内にお住まいの方)、金銭管理や各種手続きなど、日常生活に不安をお持ちの方が安心して日常生活が送れるようにお手伝いしています。

●サービスの種類

・相談援助サービス(利用料 1時間:1,200 円)

福祉サービスの利用や行政手続きのお手伝い、利用者の方で必要な場合は、成年後見制度申し立てに関するご相談を受けつけています。

・金銭管理サービス(利用料 1時間:1,200 円)

預貯金のお出し入れや、福祉サービス利用料、公共料金、医療費、家賃など、必要な金銭支払いをします。

・財産保全サービス(利用料 1 か月:500 円)

預金通帳や印かん、その他大切な書類(権利証や年金証書など)を預かります。

※相談、支援計画作成、契約は無料です。

●手続き

- ① 古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)にご相談ください。
- ② 「専門員」が訪問し、お困りのことや希望される支援についてお聞きます。(無料)
- ③ 支援内容を話し合いながら支援計画を作成します(無料)。
- ④ ③の内容でよろしければ契約します。(無料)
- ⑤ 「生活支援員」が、契約に基づいて支援を行っていきます。(有料)

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)

(電話:092-944-2941 ファックス:092-944-2942)

高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」

福岡県弁護士会の機関で、弁護士が相談に応じています。高齢者・障がい者の将来の財産管理や生活、現在生じている問題を解決したいなど、弁護士に相談したい場合はご連絡ください。

●費用

相談の方法(来所・出張)や内容によって費用がかかる場合があります。

まずは電話またはファックスでおたずねください。

●お問い合わせ

天神法律相談センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8 天神重松ビル 2 階

(電話・ファックス:092-724-7709)

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、または認知症などにより、判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、福祉サービスなどの利用をする際の手続きや支払いなどをお手伝いします。

●対象者

知的障がい、精神障がい、認知症のため、判断能力が十分ではない方

●利用料

1 回(1 時間まで)1,200 円

※相談、支援計画作成、契約は**無料**です。

※生活保護を受けている方は**無料**です。

●手続き

- ① 古賀市社会福祉協議会（サンコスモ古賀内）にご相談ください。
- ② 「専門員」が訪問し、お困りのことや希望される支援についてお聞きます。(無料)
- ③ 支援内容を話し合いながら支援計画を作成します。(無料)
- ④ ③の内容でよろしければ契約します。(無料)
- ⑤ 「生活支援員」が、契約に基づいて支援を行っていきます。(有料)

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会（サンコスモ古賀内）

（電話：092-944-2941 ファックス：092-944-2942）

こころの健康相談

粕屋保健福祉事務所では、精神科の医師がこころの健康相談に応じています。

ご本人だけでなく、ご家族の相談もお受けします。相談は**無料**です。

●日時

毎月第 1・3 木曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分(予約制)

●お問い合わせ

粕屋保健福祉事務所 健康増進課 精神保健係

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26

（電話：092-939-1185）

障がい児等療育支援事業

この事業の実施主体は福岡県が医療法人等に委託して運営するため、相談費用は無料です。
古賀市にお住まいの方は、久山療育園重症児者医療療育センターが相談窓口となります。

●事業の内容

①訪問療育

専門職員が家庭訪問し、相談に応じたり必要なアドバイスをします。

②外来療育

施設にて専門職員が相談に応じ、療育支援を行います。

③施設支援

地域で障がい児の療育等に携わっている、保育所、幼稚園、学校、事業所などの職員を対象にアドバイスをします。

●対象者

在宅の障がい児(者)及びその保護者

●お問い合わせ

久山療育園重症児者医療療育センター

〒811-2501 糟屋郡久山町大字久原 1869

(電話:092-976-2281 ファックス:092-976-2172)

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

発達障がいの特性から生じる困りごとについてご相談をお聞きし、特性に応じて、家庭、学校、会社、事業所等における生活・活動の手立てや人との関わり方などを一緒に考え、サポートする機関です。相談は、ご本人やご家族、関係者から受け付けています。発達障がいと診断されていない場合でもご相談いただけます。

●日時

月曜日～金曜日 9～17時 ※祝祭日、お盆、年末・年始を除きます

●利用方法

電話またはメールでご連絡ください。日時を決めて、センターでご相談をお受けします。
相談は無料です。

●お問い合わせ

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7

(電話:092-558-1741 ファックス:092-558-1742 メール:info@life-fukuoka.com)

福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィス

発達障がいの特性から、家庭生活や学校生活、仕事などで困っていることについてご相談をお聞きし、対応のアドバイスや情報提供を行い、ご本人やご家族、周囲の方々が特性を理解しながら社会生活を心豊かに送れるよう支援をします。相談は、ご本人やご家族、関係者から受け付けています。発達障がいと診断されていない場合でもご相談いただけます。

●日時

月曜日～金曜日 10～15 時 ※祝祭日、お盆、年末・年始を除きます

●利用方法

電話にてご連絡ください。日時を決めて、センターでのご相談をお受けします。

相談は無料です。

●お問い合わせ

福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）サテライトオフィス

〒811-3113 福岡県古賀市千鳥 3-1-1

（電話：092-940-7060 ファックス：092-944-0051 ）

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）

この事業の実施主体は福岡県が医療法人等に委託して運営するため、相談費用は無料です。
古賀市にお住まいの方は、香椎療養所が相談窓口となります。

●事業の内容

①訪問療育等指導事業

発達障がい児（者）の家庭に定期的または随時訪問、巡回し、地域の発達障がい児（者）とその保護者に対して各種の相談・指導を行います。

②外来療育等指導事業

外来の方法により、発達障がい児（者）及び保護者に対し相談・指導を行います。

③施設支援一般指導事業

障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する医学的知見による支援や指導を行います。

●対象者

県内に在住する発達障がい（その疑いがあるものを含む）児（者）とその保護者

※診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

●お問い合わせ

香椎療養所 連携室

〒813-0011 福岡市東区香椎 1-9-15

（電話：092-661-1083（代表））

身体障がい者手帳

障がい者更生相談所において身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

●対象者

都道府県が指定する医師の診断書・意見書により、上記の状態にあると認定された方

●手続き

◆申請は

- ① 身体障がい者手帳交付申請書
- ② 身体障がい者診断書・意見書
- ③ 写真 1 枚(縦 4 cm×横 3 cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ(①、②の用紙は福祉課にあります)。

◆申請後は

法律で定められた認定基準に基づき、県が認定します。そのため、手帳の作成までに約 1 か月半～2 か月程度かかります。手帳ができましたら、お手紙で交付のご案内をします。

(認定に専門的な意見を要する場合や、診断書の内容に調査を要する場合などは、更に時間がかかる場合があります。)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

療育手帳

児童相談所(18 歳未満の方)または障がい者更生相談所(18 歳以上の方)において知的障がい児・者と判定された方に交付される手帳です。

●対象者

知能指数(IQ)がおおむね 75 以下の方

(障がいの程度により、A1(最重度)、A2(重度)、A3(中度+身体障がい者手帳 1~3 級)、B1(中度)、B2(軽度)があります。)

●手続き

○18 歳未満の場合…宗像児童相談所(電話:0940-37-3255)で判定を受けた後、

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 判定書
- ③ 写真 1 枚(縦 4 cm × 横 3 cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①の用紙は福祉課にあります)。

○18 歳以上の場合… 上記①、③、④、⑤をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ提出してください。市の職員による聞き取り調査を行ったのち、後日指定の日時に福岡県障がい者更生相談所で判定を受けます。申請の前に、事前に福祉課までご連絡ください。

※古賀市では、「こども発達ルーム」で相談に応じています。(15 ページ参照)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活へ支障があると認められた方に交付される手帳です。

●対象者

初診の日から6か月以上経過し、かつ医師が上記の状態にあると認めた方

●手続き

- ① 申請書
- ② 診断書(※精神障がいを理由とした障がい年金を受給している方は、年金証書の写しでも可)
- ③ 写真1枚(縦4cm×横3cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ(①、②の用紙は福祉課にあります)。

◆申請後は

法律で定められた認定基準に基づき、県が認定します。そのため、手帳の作成までに約1か月半～2か月程度かかります。手帳ができましたら、お手紙で交付のご案内をします。

(認定に専門的な意見を要する場合や、診断書の内容に調査を要する場合などは、更に時間がかかる場合があります。)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

ミライロID

ミライロIDとは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリです。利用者が障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)情報をアプリに登録すると手帳情報がスマートフォンの画面上に表示できるようになり、その画面を提示することで、提携している公共施設や民間企業で手帳を提示するのと同様に減免手続きを受けられるようになるものです。「ミライロID」の登録及び利用方法等、詳細については、「ミライロID」ホームページをご確認ください。

●対象者

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者福祉手帳をお持ちの方

●お問い合わせ

福岡県障がい福祉課自立支援係

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7-7

(電話:092-643-3263)



【利用可能施設の目印】

重度障がい者医療

この制度は、重度の障がいのある方が加入する医療保険の資格を証明するもの（資格確認書など）を使って病院を受診したときの自己負担分の一部を助成するものです。

古賀市役所市民国保課（年金・医療係）への申請により助成が受けられますので、手帳の交付後早めに手続きをしてください。なお、65 歳以上 75 歳未満の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。

●対象者

医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合等）に加入している 18 歳以上の方で、次のいずれかの手帳の交付を受けた方。（ただし、②・③については当該療育手帳の障がい程度を確認できる判定書の交付を受けた方を含む）

- ① 身体障がい者手帳 1 級または 2 級
- ② 療育手帳 A1・A2（IQ35 以下）
- ③ 療育手帳 A3
（身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B1（IQ50 以下））
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級

●手続き

- ① 上記の手帳等
 - ② 医療保険加入状況を確認できるもの（資格確認書など）
 - ③ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- をお持ちのうえ、古賀市役所市民国保課（年金・医療係）へ

※手続きにより交付される医療証の有効開始期間は、申請月の 1 日（65 歳以上 75 歳未満の方は申請日）からとなります。

手続きが遅れる場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係
（電話：092-942-1194）

後期高齢者医療

後期高齢者医療は、75 歳以上の方が対象の医療保険ですが、一定の障がいがある場合は 65 歳から加入することができます。

古賀市役所市民国保課へ申請し、申請日から対象となります。なお、65 歳以上で重度障がい者医療の申請をする場合は、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

●対象者

65 歳以上 75 歳未満の方で、次のいずれかの手帳の交付を受けた方や障がい年金を受給している方

(ただし、③については当該療育手帳の障がい程度を確認できる判定書の交付を受けた方を含む)

- ① 身体障がい者手帳 1 級～3 級
- ② 身体障がい者手帳 4 級の一部(次のいずれかに該当すること)
 - ・音声機能または言語機能の障がい
 - ・下肢機能障がいの 1 号、3 号または 4 号に該当
- ③ 療育手帳 A
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級または 2 級
- ⑤ 国民年金法などの障がい年金 1 級または 2 級

●手続き

- ① 上記の手帳や年金証書等
- ② 医療保険加入状況を確認できるもの(資格確認書など)
- ③ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ④ 特定疾病療養受給証(お持ちの方)
- ⑤ 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
をお持ちのうえ、古賀市役所市民国保課(年金・医療係)へ

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係
(電話:092-942-1194)

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある 18 歳未満の児童に対し、障がいの除去・軽減を目的とする医療制度です。必ず事前にご相談ください（指定医療機関があります）。

●対象者

18 歳未満で身体に障がいを有し、治療をすることで障がいの除去・軽減が可能と認められる児童

●手続き

- ① 申請書
- ② 意見書
- ③ 印かん
- ④ 医療保険加入状況を確認できる資格確認書など
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①、②の用紙は福祉課にあります）。

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障がい者に対し、手術などにより障がいの除去・軽減を図ることができる場合に給付される医療制度です。福岡県障がい者更生相談所の判定が必要ですので必ず事前にご相談ください。

●主な対象医療（指定医療機関があります）

- ① 視覚障がい・・・角膜移植術、水晶体摘出術、網膜はく離手術、虹彩切除術など
- ② 聴覚障がい・・・穿孔閉鎖術、外耳形成術、人工内耳術など
- ③ 言語機能障がい・・・小児期に行われた口唇裂手術の修正など
- ④ 肢体不自由・・・人工関節置換術、関節形成術、骨切術、術後のリハビリなど
- ⑤ 心臓機能障がい・・・ペースメーカー埋込術、大動脈弁置換術、冠動脈バイパス術など（障がい固定に発症から概ね1か月の期間が必要）
- ⑥ じん臓機能障がい・・・人工透析療法、腎移植術など
- ⑦ 小腸機能障がい・・・中心静脈栄養法
- ⑧ 肝臓機能障がい・・・肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法
- ⑨ 免疫機能障がい・・・免疫調節療法など

●対象者

18歳以上の身体障がい者手帳を持つ方

※ただし、心臓機能障がい・じん臓機能障がい・肝臓機能障がい・免疫機能障がいの方は、身体障がい者手帳の申請と更生医療の申請が同時にできます。

●手続き

- ① 申請書
- ② 意見書
- ③ 身体障がい者手帳
- ④ 印かん
- ⑤ 医療保険加入状況を確認できる資格確認書など
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ⑦ 特定疾病療養受療証（じん臓機能障がい、免疫機能障がいの方） ※31 ページ参照
をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①、②の用紙は福祉課にあります）

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を有する方で、病院又は診療所等へ通院して障がい者の医療を受ける方に対して、医療費の補助を行うものです。

●対象者

精神疾患があつて精神科医療機関に通院している在宅の方

●費用

精神疾患に関する通院医療について、保険の種類に関わらず、医療費の1割が自己負担額となります（指定医療機関があります）。

●手続き

- ① 申請書
- ② 診断書
- ③ 印かん
- ④ 医療保険加入状況を確認できるもの（資格確認書など）
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ（①、②の用紙は福祉課にあります）。

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

ひとり親家庭等医療

この制度は、母子家庭、父子家庭及び父母のどちらかが一定の障がいがある家庭等の18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）とその親が加入する医療保険の資格を証明するもの（資格確認書など）を使って病院を受診したときの自己負担分の一部を助成するものです。

父母のどちらかに一定の障がいがあり、18歳未満の児童を扶養しているときは、この助成が受けられる場合があります（所得制限があります）。

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係（電話：092-942-1194）

●難病医療費助成制度

指定難病にかかっている方に対する医療費助成制度です。

認定基準を満たす場合は、患者の生計中心者の所得状況に応じ、医療費の公費負担を受けることができます。

※詳しくは、粕屋保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係へ

(〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26 電話:092-939-1534

難病ホットライン:092-938-7601)

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童に対する医療費助成制度です。

認定基準を満たす場合は、保護者の方に対し、医療費が支給されます。

世帯の所得により、一部自己負担があります。

※詳しくは、粕屋保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係へ

(〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26 電話:092-939-1534)

●特定疾病療養受療制度

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方に対する医療費助成制度です。加入している医療保険に申請をすることで「特定疾病療養受療証」が交付されます。「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示すれば、毎月の自己負担額は 10,000 円(人工透析を受けている 70 歳未満の上位所得者(年間所得 600 万円超)は 20,000 円)までとなります。

●対象となる特定の疾病は次の3つになります。

- ・人工透析を行う必要のある慢性腎不全
- ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第 8 因子障害又は先天性血液凝固第 9 因子障害(いわゆる血友病)
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

※詳しくは、加入している医療保険へお尋ねください。

身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院養育が必要な赤ちゃんについて、その治療に必要な医療費の給付を受けることができる制度です。

(オムツ代や衣類代等にかかる費用は給付の対象になりません。)

医療が必要になった日から原則 30 日以内に保護者による申請が必要です。

●対象者

古賀市に住所を有する乳児(0 歳児)のうち、次のいずれかの症状を有する方であり、医師が入院療養を必要と認めた方。

- ① 出生体重が 2,000g 以下
- ② 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示す
 - ア. 一般状態
 - (ア)運動不安、けいれんがある
 - (イ)運動が異常に少ない
 - イ. 体温が摂氏 34 度以下
 - ウ. 呼吸器、循環器系
 - (ア)強度のチアノーゼが持続するか、又はチアノーゼ発作を繰り返す
 - (イ)呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にあるか、又は毎分 30 以下
 - (ウ)出血傾向が強い
 - エ. 消化器系
 - (ア)生後 24 時間以上排便がない
 - (イ)生後 48 時間以上おう吐が持続している
 - (ウ)血性吐物、血性便がある
 - オ. 黄だん

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄だんがある。

●申請に必要な書類等

- ① 養育医療給付申請書
 - ② 養育医療意見書(※医師による記入が必要)
 - ③ 世帯調書兼同意書
 - ④ 委任状
 - ⑤ 子ども医療証
 - ⑥ 母子手帳
 - ⑦ 世帯全員分の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ◆ ①から④については申請時に子ども家庭センター窓口にてお渡しします。また、②については古賀市ホームページからダウンロードもできます。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 子育て支援係
(電話:092-942-1515 ファックス:092-942-0404)

障がい基礎年金

国民年金加入中などに、病気やけがで一定の障がいがある状態になったときに受けられる年金です。

●受給の要件

次の条件をすべて満たしたときに、障がい基礎年金が支給されます。

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかにあること
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間
- ② 保険料の納付要件を満たしていること
 - ・初診日の前日において、初診日が属する月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
 - ・令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日が属する月の2か月前までの直近1年間に保険料未納期間がないこと。
(注) 20歳前に初診日がある場合は、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して所得制限があります。
- ③ 一定の障がい状態にあること
 - ・障がい認定日または20歳に達したときに、国民年金法の障がい等級表に定める1級または2級に該当していること。
 - ・障がい認定日に障がいの状態が軽かった場合は、その後病状が悪化し、国民年金法の障がい等級表に定める1級または2級に該当していること。(65歳になる誕生日の前々日までに請求すること)

※初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※障がい認定日：障がいの状態を定める日のことで、初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日

●年金額(令和8年4月現在)

1級 1,059,125円 + 子の加算

2級 847,300円 + 子の加算

※子の加算：1人目、2人目 243,800円 3人目以降 81,300円

●お問い合わせ

◆古賀市役所市民国保課(年金・医療係) (電話：092-942-1194)

◆東福岡年金事務所 (電話：092-651-7967)

障がい厚生年金

厚生年金加入中に病気やけがなどで一定の障がいがある状態になったときに受けられる制度です。障がいの程度により1級から3級までに分けられます。(この等級は身体障がい者手帳の等級とは異なります)

●受給の要件

次のすべてに該当する場合支給されます。

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者であること
- ② 障がい認定日において厚生年金保険法に定める障がい程度であること
- ③ 障がい基礎年金(国民年金)の保険料納付要件を満たしていること

※ 厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の第2号被保険者でもあります。

※ 障がい厚生年金1～3級に該当しない軽度の場合でも一時金として障がい手当金が出る場合があります。

※ 障がい認定日以降に障がいの程度が該当する状態になった場合は、事後重症の制度があります。(65歳になる誕生日の前々日までに請求すること)

●お問い合わせ

東福岡年金事務所

〒812-8657 福岡市東区馬出 3-12-32

(電話:092-651-7967)

特別障がい者手当

精神または身体に重度の障がいがある在宅の方で、日常的に特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者

20 歳以上の在宅の障がい者で下記に該当する方

- ① 重度の障がい重複している方
- ② 重度の肢体不自由で、かつ日常生活に特別の介護を必要とする方
- ③ 血液、肝臓等の内部疾患があり、絶対安静を必要とする方
- ④ 知的障がいまたは精神に障がいのある方で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

※入院中及び福祉施設に入所中の方は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

月額 30,450 円

※2、5、8、11 月に本人口座に振り込まれます。

●手続き

- ① 認定請求書
- ② 診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 承諾書
- ⑤ 公的年金等の証書
- ⑥ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ⑦ 本人名義の金融機関預金通帳
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①～④の用紙は福祉課にあります)。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話 092-692-1078 ファックス 092-942-1154)

障がい児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがある在宅の方で、日常的に特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者

20 歳未満の在宅の障がい児で下記に該当する方

- ① 身体障がい者手帳 1 級または 2 級の一部の児童
- ② 療育手帳 A1 の児童
- ③ 血液、肝臓等の内部疾患があり日常生活に常時介護を必要とする児童
- ④ 精神に障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童

※福祉施設に入所中の方は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

月額 16,560 円

※2、5、8、11 月に本人口座に振り込まれます。

●手続き

- ① 認定請求書
- ② 診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 承諾書
- ⑤ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ⑥ 本人名義の金融機関預金通帳
- ⑦ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①～④の用紙は福祉課にあります)。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話 092-692-1078 ファックス 092-942-1154)

特別児童扶養手当

20 歳未満の重度 ・ 中度の障がい児を養育監護している父母または養育者に支給される手当です。

●対象者

20 歳未満の障がいを有する児童を養育監護している方で、なおかつ児童の障がいの状態が障がい基礎年金受給者と同程度であること

※対象者本人、配偶者、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

1 級 月額 58,450 円

2 級 月額 38,930 円

※4、8、11 月に受給者の口座に振り込まれます。

●手続きに必要な書類

- ① 診断書
- ② 身体障がい者手帳・療育手帳
- ② 請求者名義の通帳
- ③ 世帯全員分の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※申請前にご相談ください。診断書を省略できる場合があります。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 保育・手当係

（電話：092-942-1157）

児童扶養手当

父母の離婚、父(母)の障がいなどによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(※)を監護している方に対して支給される手当です。

※日本国内に住所があり、18歳到達後の最初の3月31日までにある児童
(障がい児については20歳到達月まで)

●対象者

次のいずれかに該当する児童を監護している父(母)、または父(母)に代わってその児童を養育している方

- ① 父母が離婚
- ② 父(母)が死亡
- ③ 父(母)が一定の障がいの状態にある
- ④ 父(母)の生死が不明
- ⑤ 父(母)から1年以上遺棄されている
- ⑥ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ⑦ 父(母)が1年以上拘禁されている
- ⑧ 母が未婚

※ 所得制限があります。

●手当の支給(令和8年4月現在)

区分	第1子	第2子以降加算額
全部支給	48,050 円	11,350 円
一部支給	11,340 円から 48,040 円	5,680 円から 11,340 円

※1, 3, 5, 7, 9, 11 月に受給者の口座に振込まれます。

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

●手続き

対象になる方の状況によって違いますので、窓口にて説明いたします。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 保育・手当係
(電話:092-942-1157)

腎臓疾患患者福祉給付金

身体障がい者手帳を持ち、就労等により午後 5 時以降に人工透析療法を受けている方の通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。

●対象者

身体障がい者手帳を持ち、就労等の理由で午後 5 時以降に月 5 回以上人工透析療法を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ① 通院距離が片道 10km以上(自宅から医療機関まで)
- ② 公共交通機関やタクシーを利用して 1 か月 2,000 円以上の交通費を負担した方
(タクシーの場合、申請時に領収書が必要です)

●支給額

月額 2,000 円(令和 8 年 4 月現在)

●手続き

福岡県粕屋保健福祉事務所にて受付

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

福岡県心身障がい者扶養共済制度

障がい児(者)の保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がい児(者)に終身年金が支給される制度です。

●対象者

次のいずれかに該当する障がい児(者)を扶養している保護者

- ① 知的障がい児(者)
- ② 身体障がい者手帳 1～3 級の方
- ③ 精神または身体に永続的な障がいがあり、①・②と同程度と認められる方

●加入できる保護者の要件

- ① 福岡県内に住所があること
- ② 年齢が 65 歳未満であること
- ③ 生命保険に加入できる健康状態であること

※1 人の障がい児(者)に対し、加入できる保護者は 1 人です。

●掛け金

掛け金の月額保護者の加入時の年齢に応じて決まります。

※一人につき 2 口まで加入できます。掛金月額は、制度の見直しにより改定される場合があります。

●年金額

1 口につき月額 20,000 円

* 制度の見直しにより、改定される場合があります。

●一時金

・弔慰金

1 年以上加入した後に、障がいのある方が先に死亡したときは、加入期間の長さに応じて保護者に弔慰金が支給されます。

・脱退一時金

5 年以上加入した後に脱退したときまたは加入口数を 2 口から 1 口に減らした時は、加入期間の長さに応じて脱退一時金が支給されます。

●加入手続き

- ① 加入等申込書
- ② 申込者告知書
- ③ 年金管理者指定届書(* 障がい児(者)が年金を管理することが困難な時のみ)
- ④ 申込者及び扶養している障がい児(者)の住民票
- ⑤ 印かん
- ⑥ 障がいの状態を証明するもの(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳など)をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①～③の用紙は福祉課にあります)。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

安否確認緊急対応コール事業

緊急時の対応に不安のある方(ひとり暮らしの方)へ機器を貸与し、緊急時の対応だけでなく、日常生活の相談、月1回の生活見守り電話を行い、ひとり暮らしの不安を軽減します。

●対象者

市内に在住し、緊急時の対応に不安のあるひとり暮らしの方で、次の要件のいずれかを満たす方

- ① おおむね70歳以上のひとり暮らしの方
- ② ひとり暮らしの重度身体障がい者

●費用負担

月額600円＋消費税

●手続き

申請書(用紙は福祉課にあります)を福祉課へ

※事前の申請及び協力者2名の承諾が必要です。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係・福祉相談係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

車いすの貸出事業

一時的に車いすを必要とする方に対して、貸出を行っています。

●対象者

古賀市社会福祉協議会の個人会員で、高齢・障がい等により歩行困難で一時的に車いすを必要とする方(身体障がい者手帳がなくても借りることができます)

●貸出用具の種類等

車いす(手動) : 介助式、自走式、子ども用

●貸出期間

原則1か月まで

●手続き

古賀市社会福祉協議会窓口にて受付しています。

※まずは、事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)

(電話:092-944-2941 ファックス:092-944-2942)

車いす対応車貸出事業

車いすのまま乗車できるスロープカー(通称:サンポニー号)の貸し出しを行っています。

●対象者

古賀市社会福祉協議会の個人会員で、古賀市にご本人又はご家族が居住され、外出時に車いすが必要な方

●貸出日時

原則として月曜日～金曜日 8:30～17:00 (宿泊は不可)

●手続き

利用日の1ヶ月前の月初めから予約ができ、1週間前までに申請書の提出が必要になります。ご利用の際は事前にお問い合わせください。

●ガソリン代

指定ガソリンスタンドにて、走行距離に応じた量を給油。
(～10 km:1L、11 km～20 km:2L、以降同水準)

●運転者

原則として家族等に対応

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)
(電話:092-944-2941 ファックス:092-944-2942)

ワンコインサービス事業

古賀市にお住まいの一人暮らしで身体の不自由な方、65歳以上の夫婦世帯または一人暮らしの方を対象に、身体介護をのぞいた身の回りのちょっとしたことのお手伝いをします。

●費用負担

500円(1作業/10～30分以内)

原則1つの作業で、長時間の作業や複数の作業等に対応できない場合がありますので、下記へご確認ください。

●受付

月～金曜日 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日及び年末年始は休み)。

※即日対応は難しいため、必ず事前に連絡してください。

新規受付の場合は、原則、訪問説明を行います。

●お問い合わせ

(公社)古賀市シルバー人材センター
(電話:092-942-6994 ファックス:092-942-6902)

NASVA（ナスバ）による介護料支給

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA:ナスバ）では、自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障がいを負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談等を行っています。

●対象者

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

※ただし、次のような方は支給対象者となりません。

- ・ NASVA(ナスバ)療養施設へ入所もしくは病院または診療所に入院している方
- ・ 他の法令に基づく施設に入所している方
- ・ 介護保険法、労災保険法など他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている方

●支給額

月額 36,500 円～211,530 円

※受給資格の種別ごとで異なります。

●お問い合わせ

独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所
(電話:092-451-7751)

ふれあい収集事業

家の前の道路がごみの収集ルートでない戸建て住宅で、お住まいの方全員が次のいずれかに該当する場合、可燃ごみを玄関先で回収します。

- ①介護保険の要介護認定者(要支援 1 以上)
- ②身体障がい者手帳 1 級もしくは 2 級の人
- ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級の人
- ④療育手帳 A の人

●回収日

週1回(協議の上、決定します)

●費用負担

なし ※可燃ごみ袋はご購入ください

●お問い合わせ

古賀市役所 環境課(資源循環推進係)
(電話:092-942-1127)

教育のこと

福岡県内の特別支援学校

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

●視覚障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡視覚特別支援学校	幼、小、中	筑紫野市牛島 114	092-924-1101
福岡高等視覚特別支援学校	高 高等部専攻科	筑紫野市牛島 151	092-925-3053

お問い合わせは各学校へ

●聴覚障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡聴覚特別支援学校	幼、小、中	福岡市早良区荒江 3 丁目 2-1	092-821-1212
福岡高等聴覚特別支援学校	高 高等部専攻科	福岡市早良区荒江 3 丁目 2-2	092-845-6931

お問い合わせは各学校へ

●肢体不自由

学校名	設置学部	所在地	電話
福岡特別支援学校	小、中、高	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4 丁目 1-1	092-963-0031

お問い合わせは各学校へ

●知的障がい

学校名	設置学部	所在地	電話
古賀特別支援学校	小、中	古賀市千鳥 4 丁目 3-1	092-943-8674
古賀特別支援学校	高	古賀市千鳥 3 丁目 4-1	092-942-7175

お問い合わせは各学校へ

●病弱

学校名	設置学部	所在地	電話
古賀特別支援学校	小、中	古賀市千鳥 4 丁目 3-1	092-943-8674

お問い合わせは各学校へ

古賀市内の特別支援学級

古賀市内のすべての小中学校に設置している学級です。個別の教育的ニーズ（心身の状態や発達段階、特性など）を把握し、少人数による適切な指導や支援が行われる学級です。すべての学校に知的障がいと自閉症・情緒障がいの学級が設置されており、対象の児童がいる学校に弱視・難聴・病弱・肢体不自由学級を設置しています。

通級指導教室

通級指導教室は、言語障がいや学習障がいなど、一部支援が必要な子どもを対象とし週1～2回指導を行います。古賀市内ではすべての小中学校で、通級による指導を受けることができます。

なお、就学にあたっては、古賀市に設置する『古賀市教育支援委員会』にて審議が必要となります。本人や保護者、そして専門家の意見を聞いた上で、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況などを総合的に勘案して、就学先を判断し、その結果をもとに保護者が就学先を決定します（原則として前年の12月末までに決定）。

●お問い合わせ

古賀市教育委員会 学校教育課 指導係

（電話：092-942-1348 ファックス：092-944-5794）

特別支援学校及び特別支援学級への就学奨励

●特別支援教育就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に在学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、必要な援助を行う制度です。

【申請・お問い合わせ先】

◆特別支援学校 …… 各学校

◆特別支援学級 …… 古賀市教育委員会 学校教育課(古賀市役所内)

(電話:092-942-1130 ファックス:092-944-5794)

肢体不自由高校奨学生制度

肢体不自由の高校生に対して、年額 35,000 円の奨学金を支給します。返済の義務はありません。

●対象者

身体障がい者手帳 1～5 級の肢体不自由児(者)で、高等学校 1～2 年在学生徒または、高等学校に合格見込みのある中学 3 年生

※対象外…高等学校 3 年生、通信教育・特別支援学校高等部、生計上奨学金を必要としない方

●募集期間

毎年 11 月 10 日～12 月 10 日

●お問い合わせ

財団法人 福岡県肢体不自由児協会

(電話:092-584-5723)

就労のこと

ハローワーク福岡東

障がい者の求職や職業訓練などについて相談に応じます。

●対象者

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

●お問い合わせ

ハローワーク福岡東（福岡東公共職業安定所）

〒813-8609 福岡市東区千早 6 丁目 1-1

（電話：092-672-8609）

福岡障がい者職業センター

障がい者の円滑な就職の促進を図るためにハローワークと連携をとりながら、職業相談、適性の評価や職業準備支援、就職後の職場適応援助などを行っています。

●対象者

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

●受付

月～金曜日 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

土・日・祝日及び年末年始はお休みです。

※相談・検査は予約制のため、必ず事前に連絡してください。

●お問い合わせ

福岡障がい者職業センター

〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5 階

（電話：092-752-5801）

福岡障がい者職業能力開発校

障がい者が技能を習得し、職業の自立を図る目的で訓練する施設です。

●対象者

義務教育終了及び高校卒業程度又はこれと同等の学力を有する身体障がい者、もしくは知的障がい者で、就職を希望し、訓練等健康面で集団生活に支障がない方

●訓練科目

(普通課程)

コンピューター製図科、プログラム設計科、商業デザイン科、OA ビジネス科、建築設計課

(短期課程)

流通ビジネス科、総合実務科(知的障がい者対象)

※訓練期間は1年(プログラム設計科のみ2年)

※普通課程は高校卒業程度(卒業見込を含む)又はこれと同等の学力を有する者、短期課程は義務教育修了又はこれと同等の学力を有する者が対象

●お問い合わせ

◆ハローワーク福岡東(福岡東公共職業安定所)

〒813-8609 福岡市東区千早 6 丁目 1-1

(電話:092-672-8609)

◆福岡障がい者職業能力開発校

〒808-0122 北九州市若松区蟹住(あますみ)1728-1

(電話:093-741-5431)

障がい者就業・生活支援センター「ちどり」

雇用・福祉・教育など、あらゆる機関の人たちと協力しながら、障がいのある方々と「働く」ということを考え、いろいろなサポートをしています。

●対象者

・古賀市、福津市、宗像市、糟屋郡にお住まいで、障がいがある方やそのご家族の方(障がいの種別は問いません)

・障がい者の雇用をお考えの方

・学校や施設等、障がいのある方の支援を行っている関係機関の方

●お問い合わせ

〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目 6-1

(電話:092-963-5062)

交通・移動

交通運賃の割引

●JR

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	手続き・窓口
普通乗車券	障がい者 <u>単独</u> の時は <u>片道101km以上</u> 利用の場合半額。 介護者とともに利用する時は <u>全区間本人・介護者とも半額</u>	障がい者 <u>単独</u> で <u>片道101km以上</u> 利用の場合半額	駅の券売窓口で手帳を提示する。
定期乗車券	介護者とともに利用する時は全区間半額 ※①、※②	12歳未満の障がい児が介護者と利用する場合、介護者のみ通勤定期乗車券を発売 ※②	定期券販売窓口で手帳を提示する。
回数乗車券 普通急行券	介護者とともに利用する時は全区間半額 ※①		駅の窓口で手帳を提示する。

※① 障がい者単独の時は、割引はありません。

※② 小児定期乗車券の割引はありません。

【お問い合わせ】

- ・JR九州案内センター(電話:0570-04-1717)
- ・JR 西日本(新幹線の場合 電話:0570-00-8989)

●JR バス

□一般路線バス【対象路線：直方線、イオン線、嬉野線、牛の岳線、北薩線、日田彦山線 BRT】

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種・第2種 療育手帳第1種・第2種 精神障がい者保健福祉手帳1・2級	精神障がい者保健福祉手帳3級
普通旅客運賃	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引:各運賃の半額	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引なし
定期乗車券	大人(12歳以上)および介護者 :通勤・通学定期の3割引 小児(12歳未満) :小児通学定期の3割引	大人(12歳以上):通勤・通学定期の3割引 小児(12歳未満):小児通学定期の3割引

□高速バス【対象路線：宮崎～福岡(フェニックス号)、福岡～鹿児島(桜島号)

宮崎～新八代駅(B&S みやざき)※①、福岡～出雲(ドリーム出雲)※①
福岡～広島(広福ライナー・広島ドリーム博多号)※①】

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級
普通旅客運賃	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引:各運賃の半額	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引なし

※① 精神障がい者保健福祉手帳は対象外

※ご利用の際には、手帳を提示していただく必要があります。(ミライID 利用可)

【お問い合わせ】

JR 九州バス株式会社 (電話:092-642-8121)

●タクシー

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方は、日常生活の利便向上のため、タクシー乗車に際し手帳を提示した場合に、メーター表示額の1割が割引される場合があります。

【お問い合わせ】

各タクシー会社

●西日本鉄道 (電車)

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	手続き・窓口
普通乗車券 回数乗車券	障がい者単独及び介護者と共に利用する場合、全区間本人・介護者とも半額	本人のみ全区間半額	乗車券購入時に窓口で手帳を提示する。 障がい者用 nimoca カードの利用も可能 ※②
定期乗車券	介護者とともに利用する時は全区間本人半額・ 介護者は大人通勤に限り半額 ※①	12歳未満の障がい児が介護者と利用する場合、介護者は大人通勤に限り半額 12歳以上、本人のみ半額 (バスのみ)	定期券販売窓口で手帳を提示する。

※① 障がい者が12歳未満の時は介護者のみ半額(大人通勤に限る)。

※② nimoca 取扱窓口にて手帳の提示により発行できます。nimoca エリアに限って自動的に割引運賃で精算できます。

(バス)

乗車券の種類	第1種または精神障がい者 保健福祉手帳1級	第2種または精神障がい者保 健福祉手帳2,3級	手続き・窓口
普通乗車券 定期乗車券 nimoca	(割引対象範囲は電車と同じです)		降車の際、運転手に手帳を提示して申し出る。定期券は販売窓口で手帳を提示する。 普通乗車券は障がい者用 nimoca カードの利用も可能 ※①

※① nimoca 取扱窓口にて手帳の提示により発行できます。nimoca エリアに限って自動的に割引運賃で精算できます。

【お問い合わせ】

西鉄お客さまセンター(電話:0570-00-1010)

●福岡市市営地下鉄

乗車券の種類	身体障がい者手帳 1～3 級 療育手帳 A 精神障がい者保健福祉手帳 1 級	身体障がい者手帳 4～6 級 療育手帳 B 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級	手続き・窓口
普通乗車券 定期乗車券 はやかけん	障がい者単独及び介護者と 共に利用する場合、全区間 本人・介護者とも半額	本人のみ全区間半額	乗車券購入時に、 窓口で手帳を提示 する。

【お問い合わせ】

福岡市地下鉄お客様サービスセンター(電話:092-734-7800)

●福岡市市営渡船

乗船券の種類	身体障がい者手帳 1～3 級及び第 1 種 4 級、療育手帳 A 精神障がい者福祉手帳 1 級	手続き・窓口
普通乗船券 定期乗船券 遊覧乗船券	障がい者単独及び介護者と共に利用する場合、本人・介護 者とも半額 介護者の定期乗船券は、12 歳未満及び 12 歳以上の小学 生の定期乗船券の介護者	乗船券販売窓口で 手帳を提示する。

【お問い合わせ】

福岡市港湾局客船事務所第 1 係(電話:092-291-1085)

●航空(国内線)

旅客運賃の種類	身体障がい者手帳、療育手帳または精神 障がい者保健福祉手帳の交付を受けてい る方	手続き・窓口
全区間	満 12 歳以上の障がい者単独または介護者 と共に利用する場合、本人・介護者 1 名とも 割引	各航空運送事業者 にお尋ねください。

※ 障がい者割引運賃額及び購入手続等は航空運送事業者または路線によって異なることがあります。

※ 障がい者割引を設定していない航空運送事業者もあります。

※ 他の割引との重複利用はできません。

【お問い合わせ】

各航空運送事業者

福祉タクシー料金助成

重度障がい者に、タクシーの乗車料金の一部を助成します。

(年 72 枚を上限として利用券を交付します)

※重複障がいでも手帳等を複数お持ちの方も、年 72 枚を上限とします。

●対象者

- ◆身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方
- ◆療育手帳 A の方
- ◆精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
- ◆特定医療費(指定難病)受給者証を持つ方

●利用できるタクシー

福岡市タクシー協会に加入しているタクシー事業者及び個人タクシー

※古賀市内では古賀タクシー、花鶴タクシーなど

●手続き

- ① 交付申請書
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証
上記①②をお持ちのうえ、福祉課へ(①の用紙は福祉課にあります)。

※ 代理の方が申請する場合は、①、②及び代理の方の本人確認ができるものをお持ちください。

※ 利用券は期限があります。

※ 年間分の利用券を発行しますが、申請される月により支給枚数が異なります(4 月申請:72 枚発行、5 月申請:66 枚…と、申請される月毎に 6 枚ずつ支給枚数が変更になりますので、72 枚必要な方は、4 月末日までに申請してください)。

※乗車料金が 500 円以上 1,000 円未満の時は利用券を 1 枚、
乗車料金が 1,000 円以上の時は、利用券を 2 枚まで利用可。

※ 申請の受付開始時期については、広報こがに掲載します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

盲導犬の無償貸与

盲導犬は、視覚障がい者に無償で貸与されます。

●対象者

18 歳以上の重度の視覚障がい者(障がい者手帳 1 級・2 級)

●お問い合わせ・申込み

公益財団法人 九州盲導犬協会

〒819-1122 福岡県糸島市東 702 番地 1

(電話:092-324-3169 ファックス:092-324-3386)※月～金曜日の 9:00 から 17:00 まで

有料道路の割引

障がい者が高速道路や都市高速道路などの有料道路を利用するときに料金を割引く制度です。
※ETCノンストップ走行時も割引の適用ができます。
※マイナポータルでも申請ができます(ETC 利用申請される方のみ)。なお、事前登録が必要となりますので、詳細についてはオンライン申請受付サイトをご確認ください。

●対象者

- ◆ 本人運転の場合 … 身体障がい者手帳を持つ方
- ◆ 介護者運転の場合 … 身体障がい者手帳第 1 種の方、療育手帳 A の方

●対象となる車

- ◆ 本人または親族等(本人の配偶者、直系血族・兄弟姉妹及びその配偶者または同居の親族)が所有する車
 - ◆ これらの方が車を所有していない場合は、本人を日常的に継続して介護している方が所有する車(介護者運転の場合)
- ※ ETC ノンストップ走行利用時に割引の適用を受けたい方は、車の登録が必要です。
その際、登録できる車は 1 人につき 1 台です。
※ 営業用の車両や法人名義の車両は対象外です(ローン等の場合を除く)。

●対象となる有料道路

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社などの設置する有料道路
福岡都市高速、北九州高速、その他地方道路公社が設置する有料道路

●割引率

50%

●手続き

- ① 身体障がい者手帳、療育手帳
 - ② 運転免許証(本人運転の場合のみ)
- ※ETCノンストップ走行利用の方は上記に加えて、
(ア) 車検証
(イ) ETCカード(本人名義のみ・本人が 18 歳未満の場合は親権者等でも可)
(ウ) ETC車載器セットアップ申込書・証明書(車載器管理番号がわかるもの)が必要です。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

駐車禁止除外指定車標章の交付

この標章の交付をうけ、車両の全面の見やすい箇所に提出している車両は、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く）であっても、他の交通の妨げにならない限り、駐車することができます。

●対象者

◆ 身体障がい者手帳所持者で下記に該当する方

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 視覚障がい | 1 級から 3 級及び 4 級の 1 の方 |
| ② 聴覚障がい | 2 級及び 3 級の方 |
| ③ 平衡機能障がい | 3 級の方 |
| ④ 上肢不自由 | 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 の方 |
| ⑤ 下肢不自由 | 1 級から 4 級までの方 |
| ⑥ 体幹機能障がい | 1 級から 3 級までの方 |
| ⑦ 運動機能障がい（上肢機能） | 1 級及び 2 級の方 |

※1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

- | | |
|-----------------|-------------|
| ⑧ 運動機能障がい（移動機能） | 1 級から 4 級の方 |
| ⑨ 内部機能障がい | 1 級及び 3 級の方 |

※肝臓機能障がいは 1 級から 3 級の方

- | | |
|-----------|-------------|
| ⑩ 免疫機能障がい | 1 級から 3 級の方 |
|-----------|-------------|

◆ 療育手帳所持者で「A1」「A2」「A3」の方

◆ 精神障がい者保健福祉手帳所持者で 1 級の方

◆ 身体障がい者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方

●手続き

① 障がいを証明するものの写し 2 部

（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳のコピー）

※氏名、顔写真、障がい等級及び障がいの程度、住所が記載してあるページ

② 住民票の写し 2 部（1 部はコピー可 発行日から 3 か月以内のもの）

③ 代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの、または委任状等 2 通

上記①～③をお持ちの上、粕屋警察署交通課窓口まで。

※受付は平日の 9 時 00 分～16 時 00 分までです。

●お問い合わせ・申込み

福岡県粕屋警察署 交通課

〒811-2301 糟屋郡粕屋町大字上大隈 147-1

（電話：092-939-0110）

まごころ駐車場

商業施設や公共施設の県と協定を結んでいただいた施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障がい者や高齢者など利用者証の交付を受けた方が利用できる制度を開始。

●利用証の交付について

対象者及び申請に必要な書類

- ① 身体障がい者手帳 下記の等級の手帳保持者(申請に必要な書類 身体障がい者手帳)

- ・視覚障がい 4 級以上
- ・聴覚障がい 3 級以上
- ・平衡機能障がい 5 級以上
- ・上肢機能障がい 2 級以上
- ・下肢・移動機能障がい 6 級以上
- ・体幹機能障がい 5 級以上
- ・内部の機能障がい 4 級以上

※身体障がい者で自ら運転する車いす常時利用の方は、あわせて運転免許証の提示が必要です。

- ② 療育手帳 A 所持者(申請に必要な書類 療育手帳)

- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者(申請に必要な書類 精神障がい者保健福祉手帳)

- ④ 特定医療費(指定難病)受給者(申請に必要な書類 特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受診券)

- ⑤ 介護保険要介護 1 以上の方(申請に必要な書類 介護保険被保険者証)

- ⑥ 妊産婦(申請に必要な書類 母子健康手帳)

- ・単胎児…妊娠 7 か月から産後 3 か月まで
- ・多胎児…妊娠 7 か月から産後 18 か月まで(産婦のみでの利用は産後 3 か月まで、それ以降は多胎児が一人以上同乗する場合に限る)

- ⑦ 車いす等使用のけが人(申請に必要な書類 身分証明書及び診断書)

※診断書に様式はありません。

※診断書には下記が明記されていることが必要です。

- ・車いす又は杖などの補装具等の使用期間及び歩行困難な期間。

【代理申請】

代理申請の場合は、上記の確認書類に併せて、代理申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許書等)の提示が必要です。

●利用証申請窓口

粕屋保健福祉事務所 社会福祉課

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26

(電話番号:092-939-1592)

【郵送にて申請を行う場合】

福岡県福祉労働部障がい福祉課 社会参加係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

(電話番号:092-643-3264 ファックス:092-643-3304)

申請書ダウンロード先:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

自動車改造費用の助成

身体障がい者の方が就労等に伴い、本人所有の自動車の一部を改造する場合、最高 10 万円まで助成する制度です。

●対象者

身体障がい者手帳(肢体不自由)を持ち、通勤・通学に使用する本人所有の車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等を改造する必要がある方

●助成内容

アクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費用(最高 10 万円)

※ 改造済の「福祉車両」を購入する場合は、助成の対象となりません。

●手続き

必要書類や手続きの手順などは福祉課にお問い合わせください。

※ 事前に申請が必要です。(助成の決定前に改造を行った場合は、助成の対象外となりますのでご注意ください)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

税金

所得税の控除

控除の種類	対 象 者	所得控除
特別障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級	40 万円
同居特別障がい者控除の加算	上記の対象者で控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障がい者控除に別途加算されます。	75 万円 〔障がい者控除 40 万円 + 35 万円〕
障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障がい者保健福祉手帳 2～3 級	27 万円

※基準日:12 月 31 日までに手帳の交付を受けた方

●手続き

給与所得者は事業所へ、それ以外の場合は確定申告時に申告します。

(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の提示が必要です)

●お問い合わせ

香椎税務署

〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1

(電話:092-661-1031)

住民税の控除

控除の種類	対 象 者	所得控除
特別障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級	30 万円
同居特別障がい者控除の加算	上記の対象者で控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障がい者控除に別途加算されます。	53 万円 〔障がい者控除 30 万円 + 23 万円〕
障がい者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障がい者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障がい者保健福祉手帳 2～3 級	26 万円
非課税	本人の前年所得が 135 万円以下	非課税

※基準日:12 月 31 日までに手帳の交付を受けた方

●手続き

給与所得者は事業所へ、それ以外の場合は確定（住民税）申告時に申告します。
（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の提示が必要です）

●お問い合わせ

古賀市役所 市税課 市民税係
（電話：092-942-1111 内線 234～237）

個人事業税の非課税・減免

●非課税の対象者・内容

失明又は両眼の矯正視力が0.06以下の方（身体障がい手帳1級、2級及び3級の一部）があんま、マッサージ、はり、きゅう等医業に関する事業を行う場合は非課税となります。

●減免の対象者・内容

身体障がい者手帳1～4級を持っている方で、前年中の合計所得額が300万円以下である方が、事業を行う場合、一定の要件のもとに個人事業税が減免されます。

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

東福岡県税事務所
〒812-8543 福岡市東区箱崎 1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎 2 階
（電話：092-641-0201）

相続税の控除

障がい者が相続により財産を取得した場合、相続税額から下記の金額が控除されます。

控除の種類	対 象 者
特別障がい者控除	(85 歳－本人の相続時の年齢) × 20 万円
障がい者控除	(85 歳－本人の相続時の年齢) × 10 万円

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

香椎税務署
〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1
（電話：092-661-1031）

贈与税の控除

特定障がい者(注)に対する贈与財産が特定障がい者扶養信託契約に基づいて信託された場合、贈与税の控除が認められます。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を 信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

(注) 特定障がい者とは特別障がい者又は特別障がい者以外で精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる方

●金額

非課税

(特別障がい者の場合、限度額 6 千万円。それ以外の特定障がい者の場合、限度額 3 千万円。)

※ 詳しくは下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ

香椎税務署

〒813-8681 福岡市東区千早 6-2-1

(電話:092-661-1031)

預貯金等の利子非課税

預貯金等の利子に対する課税が、所定の手続きをとれば非課税になります。対象となるのは元本 350 万円までの預貯金についての利子(マル優)、額面 350 万円までの国債及び地方債についての利子(特別マル優)となります。

●対象者(障がい者関係)

- ① 身体障がい者手帳をもつ方
- ② 療育手帳をもつ方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳をもつ方
- ④ 障がい年金・遺族年金・寡婦年金などを受けている方(妻)

●詳しくは、各金融機関・郵便局等へお問い合わせください。

●対象となる自動車

下記の表に示す障がいの区分にあって、以下のいずれかに該当する車が対象です。

（減免となるのは1人につき1台で、毎年申請が必要です。また、普通自動車と軽自動車の両方で減免を受けることはできません。）「生計を一にする者」とは、障がい者と同居、日常の生活の資金を共にしている方をいいます。

- (1) 障がい者本人が所有し本人が運転する車
- (2) 障がい者本人が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため生計を一にする者が運転する車
- (3) 障がい者と生計を一にする者が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため、障がい者本人または生計を一にする者が運転する車
- (4) 障がい者だけの世帯で、障がい者本人が所有し、その障がい者の通勤・通学・通院等に使用するため常時介護する人が運転する車
- (5) 自動車の仕様が、専ら身体障がい者の利用に供する車
（手帳の交付を受けている方が対象だが、障がいの程度は問わない。）

障がいの区分		本人所有で本人が運転する車 上記対象車(1)	左記以外の場合 (上記対象車(2)～(4))
視覚障がい		2級、3級の一部	1級～3級、4級の一部
聴覚障がい		2、3級	
平衡機能障がい		3級	
音声言語機能障がい		3級	
肢体不自由	上肢	1、2級	
	下肢	1級～6級	1級～4級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい		(上肢機能障がい)1、2級 (移動機能障がい)1～6級	(上肢機能障がい)1、2級 (移動機能障がい)1～4級
内部機能障がい		1級、3級	
免疫機能障がい		1級～3級	
知的障がい		療育手帳 A1、A2、A3、B1	
精神障がい		精神障がい者保健福祉手帳1級	
肝臓機能障害		1級～3級	

●手続き

◆ 普通自動車の場合

- ① 減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ③ 運転する者の運転免許証
- ④ 自動車検査証
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)確認書類
- ⑥ 上記(1)以外の場合、住民票(原本、世帯全員分で続柄記載、発行から3ヶ月以内のもの)

※ 別居の家族が所有・運転する場合はこの他に必要な証明があります。

詳しくはお問い合わせください。

◆ 軽自動車の場合

※ 納期限前日までに手帳の交付を受けている方が対象です。軽自動車の減免手続きは納税通知書が届いてから納期限の前日までに申請書を提出してください。

- ① 軽自動車(種別割)減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ③ 運転する者の運転免許証
- ④ 自動車検査証
- ⑤ 軽自動車(種別割)納税通知書(納付をしないようご注意ください)
- ⑥ 通院・通所・通勤・通学証明(前ページ(2)、(3)のうち、別居の家族が所有・運転する場合)
- ⑦ 常時介護に係る軽自動車使用状況申立書(前ページ(4)の場合)
- ⑧ 常時介護に係る(通院・通所・通勤・通学)証明(前ページ(4)の場合)

※ ②～④は写しも必要です。

※ ⑥、⑦、⑧については初回申請時及び3年に1度使用状況確認のため提出が必要になります。
(主に必要なものであり、場合により異なりますので、まずは下記へお問い合わせ下さい。)

●お問い合わせ

◆ 普通自動車税(種別割)

東福岡県税事務所 収税第三課自動車税第一係及び自動車税第二係

〒812-8543 福岡市東区箱崎 1-18-1

(電話: 自動車税第一係 092-641-0236、自動車税第二係 092-641-0237)

◆ 自動車税・軽自動車税(環境性能割)

東福岡県税事務所 千早分室

〒813-0044 福岡市東区千早 3-10-40

(電話: 092-661-5456)

◆ 軽自動車税(種別割)

古賀市役所 市税課 市民税係

(電話: 092-942-1111)

助成・割引など

NHK放送受信料減免

●対象者

	対象 (障がい者関連)	適用条件
全額免除	市町村民税非課税の 身体障がい者	身体障がい者手帳を持つ人がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の 知的障がい者	療育手帳を持つ人がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳を持つ人がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障がい者手帳を持つ人が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障がい者手帳を持ち、障がい等級が重度(1級または2級)の人が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	療育手帳を持ち、障がい等級が重度(A1、A2 または A3)の方が、世帯主で、受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳を持ち、障がい等級が重度(1級)の人が世帯主で、受信契約者の場合

※対象となる方は、障がい者手帳を所持する人が、古賀市内にお住まいである場合に限りします。

●手続き

- ① 障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳)及び印かんをお持ちの上、福祉課へ
- ② 福祉課にて手続き後、証明済みの申請書を受け取り、NHK へ郵送します
※ NHK のホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームを使って郵送での申請もできます。
詳しくは、NHK 福岡放送局までお尋ねください

●お問い合わせ

◆サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

◆NHK福岡放送局 受信料ナビダイヤル

(電話:0570-077-077 受付時間:9:00~20:00)

※12月30日17:00~1月3日はご利用いただけません

郵便料金

内容は変更になる場合もありますので詳細は郵便局窓口へお問い合わせください。

区分	内容		重量	料金
心身障がい者用 低料第3種郵便物 (※①)	心身障がい者団体が指定の郵便局から発行する定期刊行物	毎月3回以上発行する新聞紙	50gまで 50gを超える1kgまで50g 毎に	8円 3円増
		上記以外	50gまで 50gを超える1kgまで50g 毎に	15円 5円増
第4種郵便物	①点字郵便物 ②特定録音物等郵便物(※②)		3kg	無料
ゆうパック ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール(※③)		150gまで 92円 250gまで 110円 500gまで 150円 1kgまで 180円 2kgまで 230円 2kg超 310円	
	聴覚障がい者用ゆうパック(ビデオテープ)(※④)、 点字ゆうパック		60サイズ 100円 80サイズ 210円 100サイズ 320円 120サイズ 420円 140サイズ 520円 160サイズ 630円 170サイズ 730円	
青い鳥郵便葉書 (85円の通常葉書)	身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A1、A2の障がい者の方は、最寄りの郵便局へ申し出れば、一人20枚の通常郵便はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)のいずれかから1種類を選ぶことができます(無料)。 ※身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの上、毎年4月～5月末までに最寄の郵便局へお手続きください。			

(※①) 心身障がい者用低料3種の差出しは、定期刊行物提出局または差出しの承認を受けた郵便局に限る。

(※②) 盲人用録音物または点字用紙を二様とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(日本郵便株式会社が指定するものに限る)から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出される場合に限る。

(※③) 図書館法第2条第1項に規定する図書館(日本郵便株式会社に届出をしたものに限る)と身体に重度の障がいがある者

(※④) 聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設(日本郵便株式会社が指定するものに限る)と聴覚障がい者との間に郵便によるビデオテープの貸出しまたは返却のために発受するものに限る。

●お問い合わせ
最寄りの郵便局へ

NTT電話番号無料案内（ふれあい案内）

NTTの番号案内(104)サービスが無料になります。利用する前に事前登録が必要です。

利用は、NTT西日本及びNTTの104が利用できる通信業者の回線(携帯電話を含む)から、104をダイヤルした場合が対象です。

●対象者

- ◆ 視覚障がい1～6級の方
- ◆ 肢体不自由1～2級の方
(ただし上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいに限る)
- ◆ 聴覚障がい2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし)
- ◆ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい3～4級の方(1級、2級はなし)
- ◆ 療育手帳を持つ方
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳を持つ方

●登録・お問い合わせ

ふれあい案内事務局(電話:0120-104-174 ファックス:0120-104-134)

受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

携帯電話の基本料金割引

加入の携帯電話により、障がい者手帳をお持ちの方に使用料の割引を実施している場合があります。

●お問い合わせ

各加入契約業者

J:COM（ジェイコム）ハートフルプラン

●対象者

- ◆ 身体障がい者手帳 1～2 級の方
- ◆ 療育手帳 A1～B1 の方
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方

対象サービス	サービス名	月額利用料金(税込)
ケーブルテレビ	J:COM TV シンスタンダード(※①)	3,025 円
	J:COM TV シンスタンダードプラス (※①)	3,575 円
インターネット	J:COM NET 1G コース(Wi-Fi 付)	3,905 円
固定電話(1 回線あたり)	J:COM PHONE プラス	830 円(※②)

(※①) 地デジ・BS デジタル放送を含む。また、別途 設置料が必要。

(※②) 別途ユニバーサルサービス料及び通話料が必要。

※ ハートフルプランの加入には、対象の各手帳、証明書確認が必要です。

※ 申し込みからサービス利用開始まで、時間がかかる場合があります。

※ 対象者と同居し対象者に扶養されている家族も対象となります。

※ 申し込みは、J:COM 福岡エリア(福岡市・その他)に住んでいる方に限ります。

なお、エリア内であっても、住所や建物によっては利用できない場合があります。

※ 各サービスの利用・解約、サービス変更には工事費・手数料・初期費用などが必要です。

※ J:COM TV、J:COM NET には、6か月の最低利用期間があり、途中解約の場合は残月分の利用料金(消費税相当額含む)を一括して支払うこととなります。

●お問い合わせ

J:COM カスタマーセンター

(電話:0120-989-989 ファックス:0120-999-678)

※受付時間:9:00～18:00

ジェイコムホームページ

(アドレス: <http://www.jcom.co.jp>)

郵便等による不在者投票

選挙の投票を行う際に、投票所まで行くことが困難な在宅の重度障がい者は、郵便による投票ができます。

●対象者

下記の身体障がい者手帳をもつ方

- ◆ 肢体不自由(ただし両下肢、体幹、移動機能障がい)1、2 級
- ◆ 内部障がい 1、3 級
- ◆ 免疫機能障がい 1～3 級
- ◆ 肝臓機能障がい 1～3 級

●代理記載制度

上記の対象者で、なおかつ「上肢障がい1級または視覚障がい1級」の身体障がい者手帳をもっている方は「代理記載」する方をあらかじめ届け出ることにより、この郵便等による不在者投票の用紙を代理の方に記載してもらうことができます。

●手続き等に関するお問い合わせ

古賀市選挙管理委員会(古賀市役所総務課内)
(電話:092-942-1112)

福岡県福祉情報センター

社会福祉情報の提供、図書やビデオの貸し出しを行っています。また、各種の資料や機関紙の閲覧ができます。

●お問い合わせ

福岡県社会福祉協議会 施設・人材・研修部 福祉人材センター
春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 2 階
(電話:092-584-3330 ファックス:092-584-3319)

古賀市ホームページ

古賀市の各種情報やお知らせを HP 上で公開しています。

・古賀市のホームページアドレス <http://www.city.koga.fukuoka.jp>

福岡点字図書館

視覚障がい者に点字図書の貸し出し等を行っています。

●お問い合わせ

福岡点字図書館

春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3 階

(電話:092-584-3590 ファックス:092-584-1101)

福岡県聴覚障がい者センター

聴覚障がい者に字幕・手話付きビデオの貸し出しや、聴覚障がい者との対話・相談を行っています。

●お問い合わせ

福岡県聴覚障がい者センター

春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3 階

(電話:092-582-2414 ファックス:092-582-2419)

福祉用具展示室

障がい者や高齢者が日常生活をより円滑におくるための福祉用具の展示・情報の提供を行っています。
相談も受けます。

●お問い合わせ

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内

(電話:092-584-3377 ファックス:092-584-3369)

eメール119

携帯電話やパソコンから電子メールにより119番通報が行えます。また、福岡都市圏消防共同指令センターから緊急にお知らせしたい情報をメールで配信し、安心して暮らすことを手助けするサービスです。利用には事前に登録の申込が必要です。

●対象者

古賀市内または新宮町内にお住いの方で、耳や声が不自由で電話での119番通報が難しく、身体障害者手帳の交付を受けている方

●利用手続

申請方法には Web 申請、窓口申請があります。どちらの申請も困難な方は、ご相談ください。

申込書は粕屋北部消防本部警防課災害対策室の窓口にあります。また粕屋北部消防本部のホームページ(<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp>)内の「声や耳に障がいのある方へ(様々な119番通報があります)」からもダウンロードできます。

お申込み後、登録完了のお知らせメールが届きますので、受信確認メールのアドレスを登録して、サービスをご利用ください。

●お問い合わせ

粕屋北部消防本部 警防課災害対策室
〒811-3131 古賀市今在家 167 番地 1
(電話:092-944-0132 FAX:092-944-0462)

FAX119

火災・救急の時、ファクシミリで消防署へ通報できます。事前の登録の必要はありません。

●対象者

耳や声が不自由で電話での119番通報が難しい方

●通報の方法

指定のFAX用紙(消防FAX通報カード)に、火事または救急の項目に○を付け、内容や住所、名前、連絡先等を書き込み、消防署へファクシミリで送信します。また指定の用紙以外でも通報できます。

※ 指定の FAX 用紙(消防FAX通報カード)はサンコスモ古賀 福祉課にあります。必要な方は福祉課(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)へご連絡ください。ファクシミリでお送りします。また粕屋北部消防本部のホームページ(<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp>)内の申請書ダウンロードのページ内からもダウンロードできます。

●ファクシミリ番号

119 ※局番なしで「119」に送信します。

●お問い合わせ

粕屋北部消防本部 警防課災害対策室
〒811-3131 古賀市今在家 167 番地 1
(電話:092-944-0132 FAX:092-944-0462)

携帯電話やスマートフォンなどのインターネット接続機能を利用して簡単な操作で119番通報が行える「緊急通報システム」です。利用には事前に登録の申込が必要です。

●対象者

古賀市内または新宮町内にお住まいの方で、耳や声が不自由で電話での119番通報が難しい方

●利用手続

申請方法にはWeb申請、窓口申請があります。どちらの申請も困難な方は、ご相談ください。

申込書は粕屋北部消防本部警防課災害対策室の窓口にあります。また粕屋北部消防本部ホームページ(<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp>)内の「声や耳に障がいのある方へ(様々な119番通報があります)」からもダウンロードできます。

窓口申請の場合は携帯電話、またはスマートフォンを必ずご持参ください。



●お問い合わせ

粕屋北部消防本部 警防課災害対策室
〒811-3131 古賀市今在家 167 番地 1
(電話:092-944-0132 FAX:092-944-0462)

ボランティアグループや団体など

古賀市の福祉団体など

●古賀市身体障害者福祉協会

運動会、バスハイク、各種文化行事・体育行事等を通して、障がい者の親睦を図り、障がい者を取りまく環境の改善に努めるなどの活動をしています。

【お問い合わせ】

古賀市身体障害者福祉協会会長 山下 実夫
(電話:092-943-4592)

●古賀市障がい児・者 親の会

古賀市内の障がい児(者)が生きがいのある生活を送り、また、将来の幸せを守るために努力することを目的として活動している親の会です。バスハイクや相談・交流会などを行っています。

【お問い合わせ】

古賀市障がい児・者 親の会会長 村山 安廣
(電話:090-4517-0651)

●古賀市視覚障がい者の会「ネットワークこだま」

視覚に障がいがある方の社会的自立をめざし、賛助会員さんと共に相互の情報交換と交流を図りながら社会参加活動を行っています。

【お問い合わせ】

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内) 代表者 小河 久美
(電話・ファックス:092-944-2941)

●特定非営利活動法人 あじさい園

精神疾患(発達障がいを含む)や引きこもり状態の方およびその家族に対して、居場所事業、就労支援事業、相談事業を行っています。「ひきこもり無料相談会&フリースペース」を月に1回、千鳥苑で行っています。

【お問い合わせ】

あじさい園 代表 山下 悦子
(電話:080-4276-8349)

●古賀市「コッコの会」

障がいのある人もない人も、障がいの種類や程度も関係なく、お互いの違いを理解し、共通の課題に取り組むことを目的として活動している会です。

【お問い合わせ】

古賀市コッコの会 代表 齋藤 美子
(電話:092-943-8386)

●ぼちぼちクラブ～あたしんち～

障がいのあるお子さんが気軽に行ける場所を地域の中に作ろうと、月に1回、子どもたち、お母さん、ボランティアが集まって活動しています。

【お問い合わせ】

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内) 代表者 夏目 須美
(電話:092-944-2941)

●古賀手話の会

手話の普及活動や聴覚障がい者が社会参加できるようにサポートをします。

【お問い合わせ】

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内) 代表者 檜橋 秀美
(電話:092-944-2941)

●古賀市音訳ボランティア「カナリヤ」

古賀市の広報誌等を音訳してCDに吹き込み、それを視覚障がい者の方に郵送しています。また、その活動を通して交流を図っています。

【お問い合わせ】

代表者 大嵐 陽子
(電話:092-944-2941)

●点訳奉仕 ルイの会

文章や書籍などを点字に直すのが主な活動です。勉強会や小学校等での点字指導も行っています。視覚に障がいのある方々との交流を通して幅広く活動しています。

【お問い合わせ】

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内) 代表者 柴田 智子
(電話:092-944-2941)

●古賀要約筆記の会 うさぎ

中途失聴難聴者の方の社会参加を目的に、聴覚障がい者の意思疎通支援や要約筆記の広報と啓発活動を行っています。

【お問い合わせ】

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内) 代表 稲永 尚子
(電話:092-944-2941)

市民活動団体紹介機関

古賀市では、ボランティア活動や地域活動など、たくさんの市民活動が行われています。
活動に関すること、ご相談は、下記へお気軽にお尋ねください。

【お問合せ】

●つながりひろば(古賀市市民活動支援センター)

場所:古賀市中央二丁目 13 番 1 号(リーパスプラザこが 中央公民館1階)

利用時間:午前 9 時から午後 5 時まで

休所日:日・月曜日、祝日、12 月 28 日～1 月 4 日(月曜日が祝日の場合は開所し、翌平日が休み)

(電話:092-942-1352 ファックス:092-942-1353)

●古賀市社会福祉協議会 ボランティアセンター

場所:古賀市庄 205 番地(サンコスモ古賀内)

利用時間:午前 9 時 00 分から午後 4 時まで

開館日:月曜日～金曜日

ただし祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休館とさせていただきます。

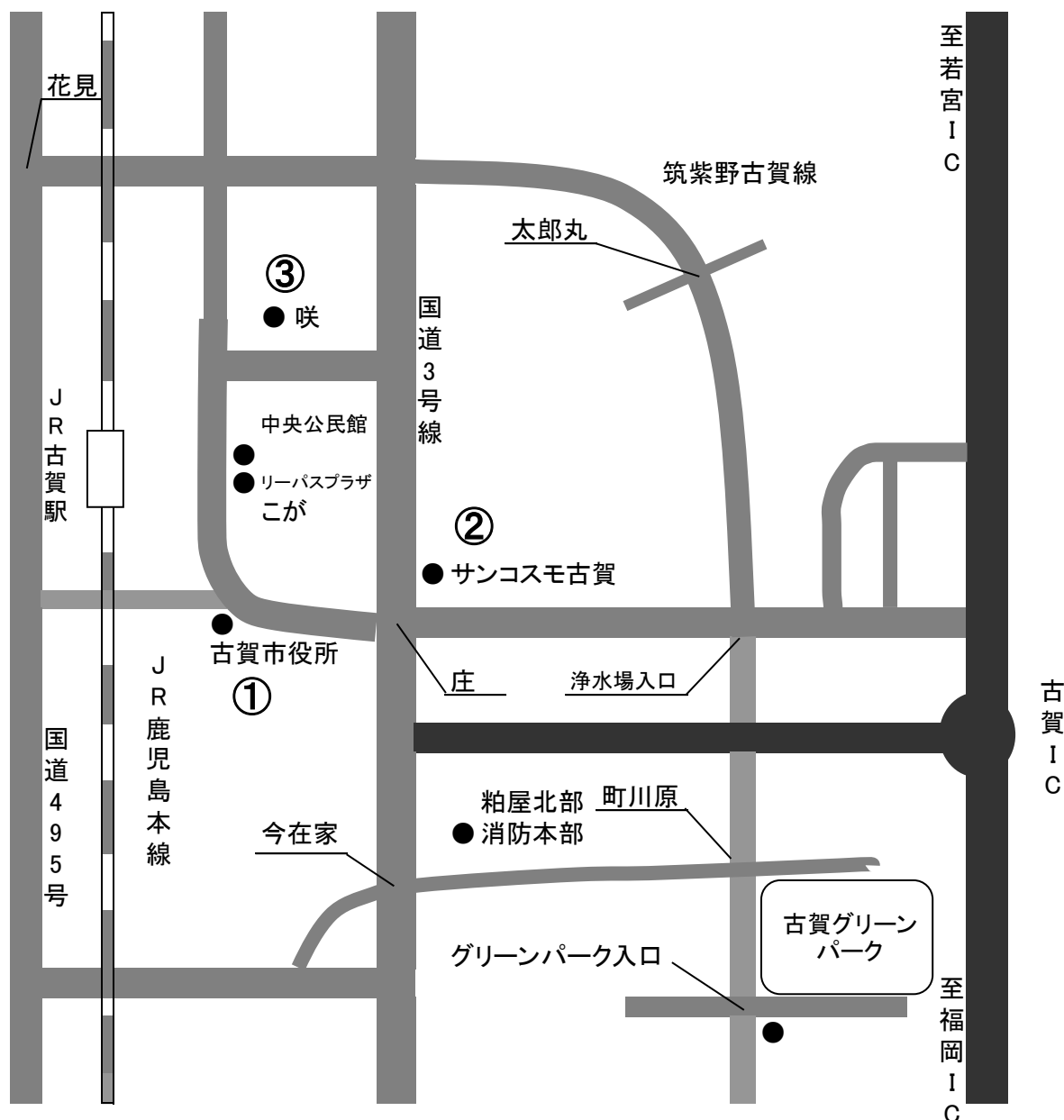
(電話:092-944-2941 ファックス:092-944-2942)

関係機関

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
			(ファックス番号)
古賀市福祉事務所 (サンコスモ古賀内)	811-3116	古賀市庄 205 番地	092-942-1150 (092-942-1154)
古賀市役所	811-3192	古賀市駅東 1-1-1	092-942-1111 (092-942-3758)
古賀市社会福祉協議会 (サンコスモ古賀内)	811-3116	古賀市庄 205 番地	092-944-2941 (092-944-2942)
福岡県障がい者更生相談所	816-0804	春日市原町 3-1-7	092-586-1055 (092-586-1065)
福岡県精神保健福祉センター	816-0804	春日市原町 3-1-7	092-582-7510 (092-582-7505)
福岡県宗像児童相談所	811-3436	宗像市東郷 1-2-3	0940-37-3255 (0940-37-3299)
福岡県粕屋保健福祉事務所	811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	092-939-1500 (092-939-1186)
粕屋警察署	811-2301	糟屋郡粕屋町大字上大隈 147-1	092-939-0110
福岡県東福岡県税事務所	812-8543	福岡市東区箱崎 1-18-1	092-641-0201
香椎税務署	813-8681	福岡市東区千早 6-2-1	092-661-1031
東福岡年金事務所 (旧社会保険事務所)	812-8657	福岡市東区馬出 3-12-32	092-651-7967 (092-641-4049)
福岡東公共職業安定所 (ハローワーク福岡東)	813-8609	福岡市東区千早 6-1-1	092-672-8609
福岡県発達障がい者(児)支援 センター Life	816-0804	春日市原町 3-1-7	092-558-1741 (092-558-1742)
福岡県発達障がい者(児)支援 センター(福岡地域)サテライト オフィス	811-3113	古賀市千鳥 3-1-1	092-940-7060
久山療育園重症児者医療療育 センター	811-2501	糟屋郡久山町大字久原 1869	092-976-2281

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
			(ファックス番号)
福岡県総合福祉情報センター (クローバープラザ)	816-0804	春日市 3-1-7 クローバープラザ東棟 2F	092-584-3330 (092-584-3319)
福岡県社会福祉協議会	〃	春日市原町 3-1-7 (クローバープラザ内)	092-584-3377 (092-584-3369)
福岡県聴覚障害者協会	〃	〃	092-582-2414
福岡県聴覚障害者団体 連合会	〃	〃	092-588-0250
福岡県手話の会連合会	〃	〃	092-584-3649
福岡県身体障害者福祉 協会	〃	〃	092-584-6067
福岡県障がい者スポーツ 協会	〃	〃	092-582-5223
福岡県肢体不自由児 協会	〃	〃	092-584-5723 (092-584-5723)
福岡県手をつなぐ育成会	〃	〃	092-584-4374 (092-584-4378)
福岡県重症心身障害児 (者)を守る会	〃	〃	092-582-3929
福岡県福祉情報センター	〃	〃	092-584-3330
福岡県社会福祉協議会 ボランティアセンター	〃	〃	092-584-3377
福岡県脊髄損傷者 連合会	820- 0303	嘉麻市中益 879	090-1346-0093

古賀市役所周辺



①古賀市役所(電話092-942-1111)

市民国保課

学校教育課

市税課

総務課

教育総務課

※部署は一部省略

②サンコスモ古賀(電話092-942-1150)

福祉課

子ども家庭センター

健康介護課

③古賀市基幹相談支援センター咲(電話092-944-2441)

(障がい者虐待防止センター 電話092-405-5557)

古賀市内の障がい福祉サービス事業所など

●相談機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
古賀市基幹相談支援センター咲 (障がい者虐待防止センター)	811-3103	古賀市中央 5-3-15	092-944-2441 (092-405-5557)
障害者就業・生活支援センター「ちどり」	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 1-6-1 (古賀市を管轄)	092-963-5062 (092-963-5055)

●地域活動支援センター ※サービスの種別については、7 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
あじさい園 のびのび	811-3113	古賀市千鳥 3-2-3-304	092-982-0932	地域活動支援センター

●生活介護・自立訓練・施設入所支援 ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
余香庵サテライト	811-3102	古賀市駅東 2-11-14	092-942-1065	生活介護
パンダのたまご	811-3101	古賀市天神 1-3-14	092-410-2118	生活介護
第八野の花学園	811-3104	古賀市花鶴丘 2-1-12-2	092-410-5987	生活介護
障がい者入所支援施設 なのみの里	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-944-4308	生活介護 施設入所支援
なないろライフケア	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7215	生活介護
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	811-3113	古賀市千鳥 3-1-1	092-944-1041	施設入所支援 自立訓練
生活介護 みちしるべ	811-3122	古賀市薦野 609.	092-692-1951	生活介護
多機能型事業所セレンディピティー	811-3101	古賀市天神 5-1-6-1F	090-6385-1001	自立訓練

●就労継続支援 A 型・B 型・就労移行支援 ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
Stay gold古賀	811-3111	古賀市花見南 2-10-23 2F	080-7369-7543	就労継続支援 B 型
IPPOマネージメントサービス	811-3111	古賀市花見南 2-20-21-1	092-692-1630	就労継続支援 B 型
障がい福祉サービス事業所 なのみ芸	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-944-4419	就労継続支援 B 型
障がい者就労支援 きずな	811-3117	古賀市今の庄 2-2-1-201	092-943-1487	就労継続支援 A 型及び B 型
なないろワーク	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7300	就労継続支援 A 型及び B 型
winds	811-3113	古賀市千鳥 2-21-10	092-609-9477	就労継続支援 B 型
ダチョウのたまご	811-3101	古賀市天神 1-3-14	092-410-2117	就労継続支援 B 型
生更木(きさらぎ)	811-3101	古賀市天神 5-1-6-2F	092-692-2631	就労継続支援 A 型
ツバサプラス	811-3107	古賀市美明 1-5-24	092-719-1113	就労継続支援 A 型及び B 型
ハコタス古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-11 1F-B	092-942-3061	就労継続支援 A 型及び B 型
多機能型事業所セレンディピティー	811-3101	古賀市天神 5-1-6-1F	090-6385-1001	就労継続支援 A 型

●児童発達支援・放課後等デイサービス ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
良創夢発達支援ルーム らいく古賀店	811-3102	古賀市駅東 2-11-1	092-940-4006	児童発達支援 放課後等デイサービス
発達支援施設 はじめの一步 花見事業所	811-3112	古賀市花見東 4-3-11-1F	092-940-7022	児童発達支援 放課後等デイサービス
COMPASS 発達支援センター古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-5 103 号	092-410-2348	児童発達支援 放課後等デイサービス
運動療育センターすきっぷ 古賀教室	811-3135	古賀市小竹 841-5	092-981-1355	児童発達支援 放課後等デイサービス
なないろキッズ	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7300	児童発達支援 放課後等デイサービス
福岡療育支援センター いちばん星古賀	811-3125	古賀市谷山 735-14	092-692-7930	児童発達支援 放課後等デイサービス
発達支援施設 はじめの一步 古賀西事業所	811-3101	古賀市天神 5-5-1	092-940-7022	放課後等デイサービス
unico古賀舞の里	811-3114	古賀市舞の里 4-2-1-1F-B	092-410-2653	児童発達支援 放課後等デイサービス
unico 古賀駅前	811-3101	古賀市天神 1-3-16	092-943-1110	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス vacances	811-3118	古賀市新久保 1-15-44	070-5078-3786	放課後等デイサービス
こどもデイサービス SMILE SMILE 古賀	811-3111	古賀市花見南 3 丁目 12-7	080-8807-9620	児童発達支援 放課後等デイサービス
おひさま sun	811-3118	古賀市新久保 1-3-17	092-944-0467	児童発達支援
こども発達支援センターippo	811-3104	古賀市花鶴丘 1-18-3	092-410-8535	児童発達支援 放課後等デイサービス

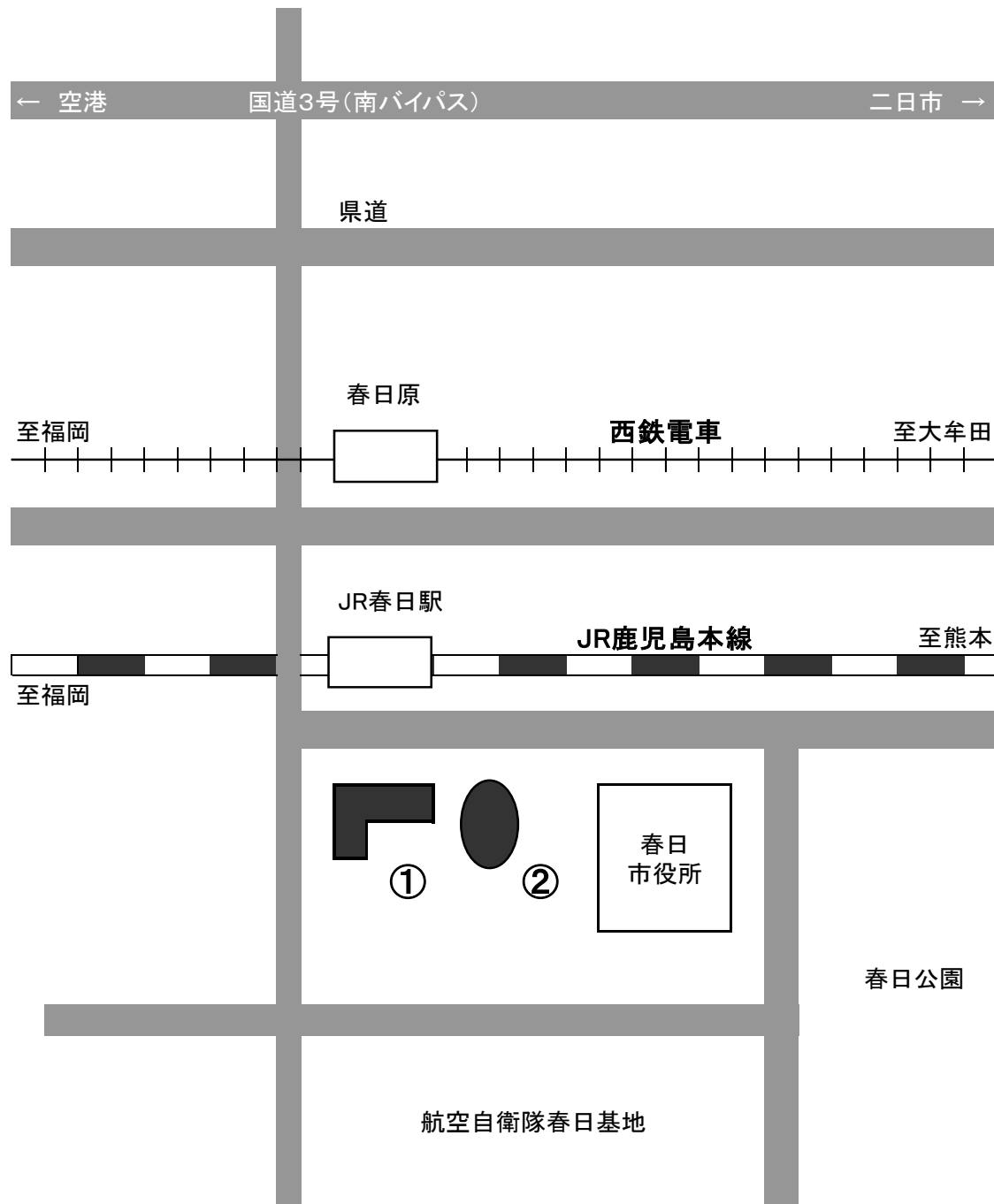
●相談支援

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
特定相談支援事業所 トラストハウス	811-3112	古賀市花見東 6-15-13	092-982-0326	障がい者・児相談支援
相談支援施設 はじめの一步	811-3104	古賀市花鶴丘 1-18-3	092-405-1616	障がい者・児相談支援
野に咲く花のように 相談支援センター	811-3111	古賀市花見南 2-14-26	092-410-1417	障がい者・児相談支援
COMPASSサポート古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-5	092-410-2348	障がい者・児相談支援
なないろ相談支援事業所	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7213	障がい者・児相談支援
高田プランニングオフィス	811-3113	古賀市千鳥 2-21-10	092-609-9477	障がい者・児相談支援
児童相談支援センター いちばん星古賀	811-3125	古賀市谷山 735-14	092-692-4111	障がい者・児相談支援
相談支援継続 なみのの樹	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-405-9807	障がい者・児相談支援
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	811-3113	古賀市千鳥 3-1-1	092-944-1041	障がい者・児相談支援

※上記事業所のほか、居宅介護事業所やグループホームなど、県内の最新情報については福岡県庁ホームページでもご確認いただけます。

県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からアクセスして、「トップページ → 健康・福祉・子育て → 障がい福祉 → 障がい福祉情報 → 指定障がい福祉サービス事業所一覧(または 指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧)」

福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）周辺

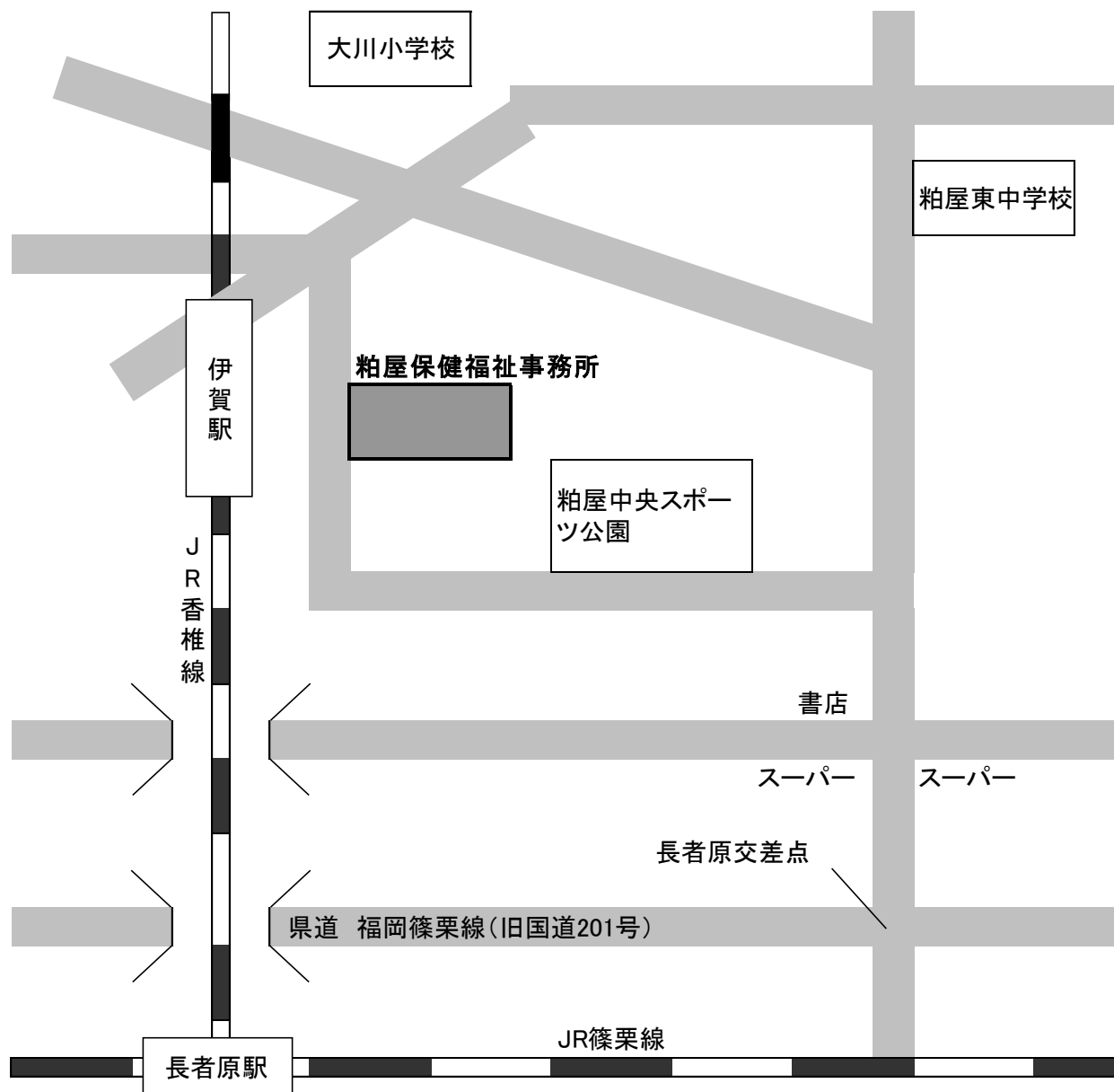


①福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)

(春日市原町3丁目1番7号 電話092-584-1212)

- ②1F 福岡県障がい者更生相談所 電話092-586-1055
2F 福岡県精神保健福祉センター 電話092-582-7510
3F 福岡県中央児童相談所 電話092-586-0023
(春日市原町3丁目1番7号)

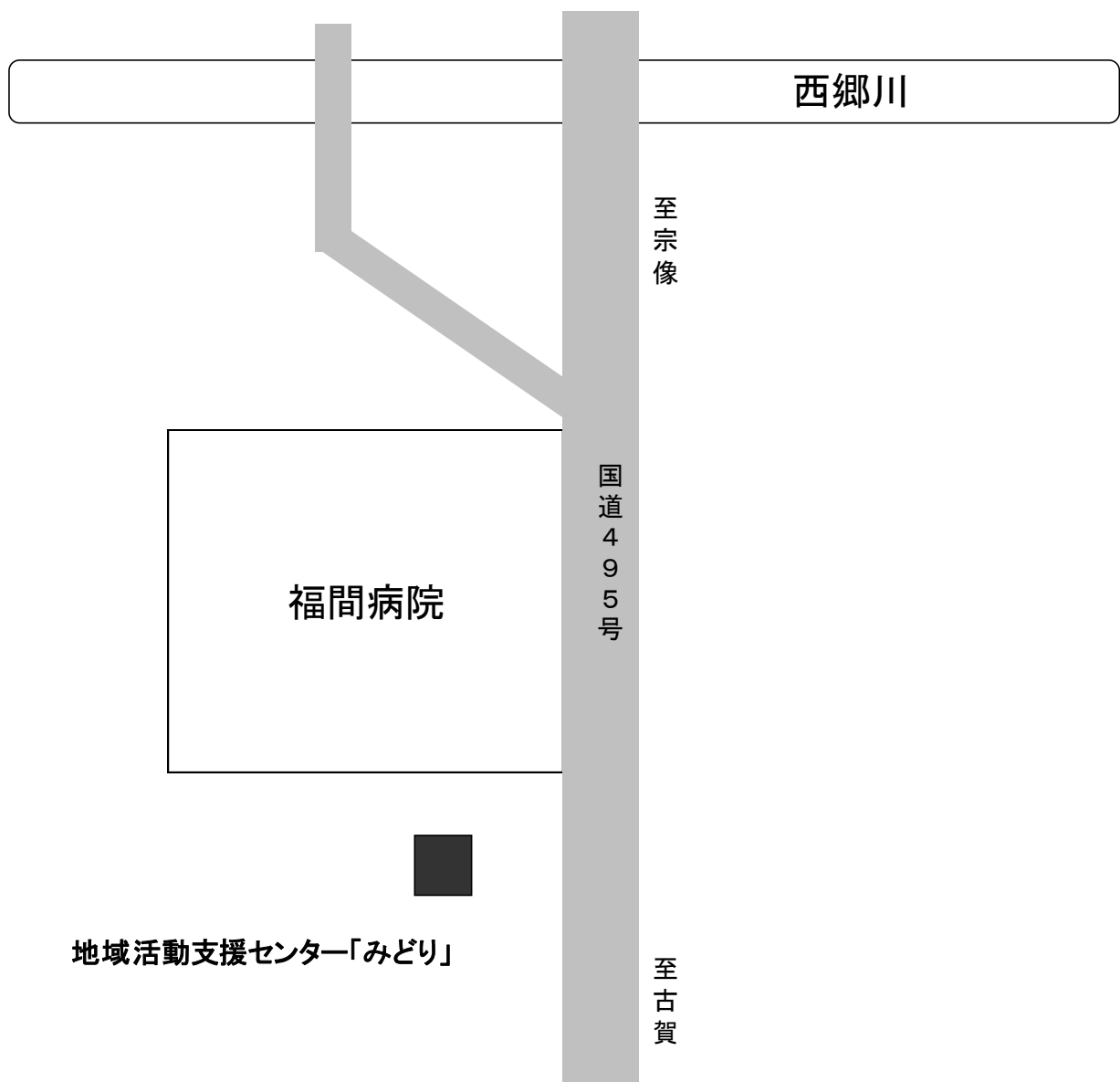
福岡県粕屋保健福祉事務所



福岡県粕屋保健福祉事務所

(糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26 電話092-939-1500)

地域活動支援センター「みどり」



地域活動支援センター「みどり」

(福津市花見が浜1-11-5 電話 0940-34-9750)

古賀市障がい福祉のガイドブック

発行 令和8年4月

編集 古賀市福祉課 障がい福祉係

〒811-3116 古賀市庄 205 番地

電話：092-692-1078

ファックス：092-942-1154

E-mail：syougai@city.koga.fukuoka.jp